

広島東、広島西支部合同研修会

# インボイス制度 開始直前の再確認事項

令和5年8月30日

税理士 森田 修

# インボイス制度が開始されると・・・

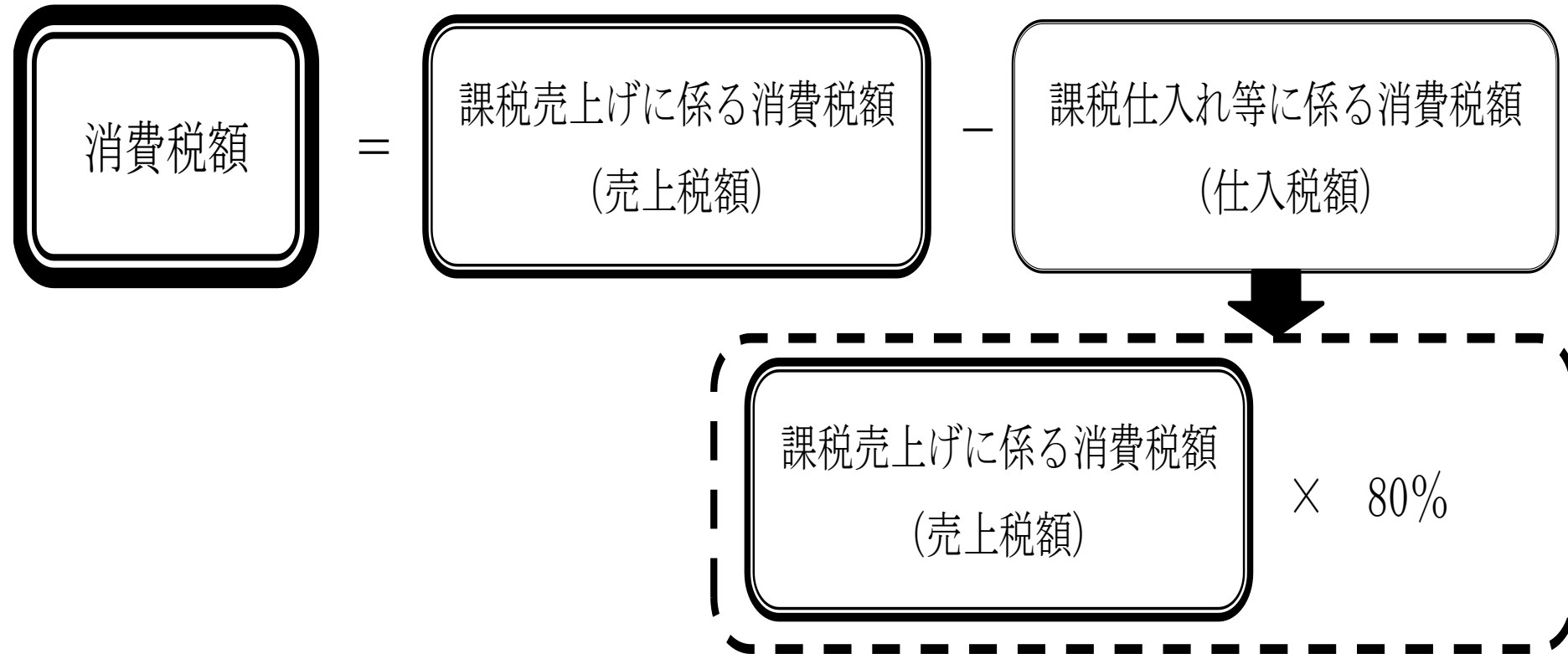
- 1 免税事業者等からの課税仕入れが控除不可となる（なお、一定の経過措置あり。）。
- 2 登録を受けた課税事業者のみがインボイスを交付できる。
- 3 インボイス発行事業者には、インボイスの交付義務と交付したインボイスの写しの保存義務が課される。
- 4 紙によるインボイスの交付に代えて、電子データでの提供もできる。

5 「3万円未満の取引」、「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある取引」については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められているが、



インボイス制度においては、原則として、インボイスの保存が必要とされ、公共交通機関の利用等、一定の定められた取引についてだけ帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。

# 小規模事業者の税額計算（2割特例）



## 2 割特例の適用対象者

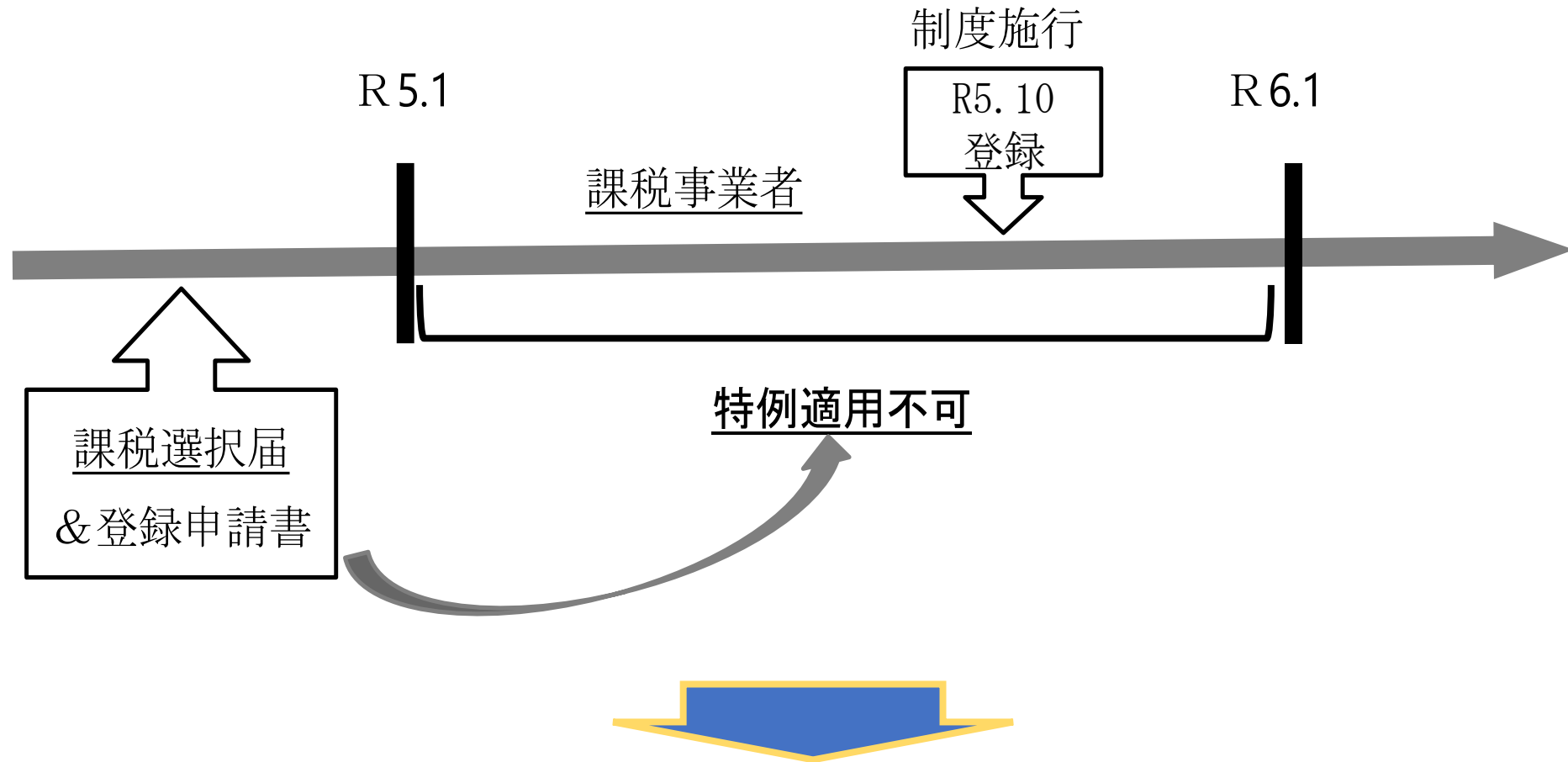
免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者

- (注) 1 適用の可否は、課税期間ごとに判定。
- 2 課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となる場合のほか、消費税法の規定により課税事業者となる者は適用対象外。

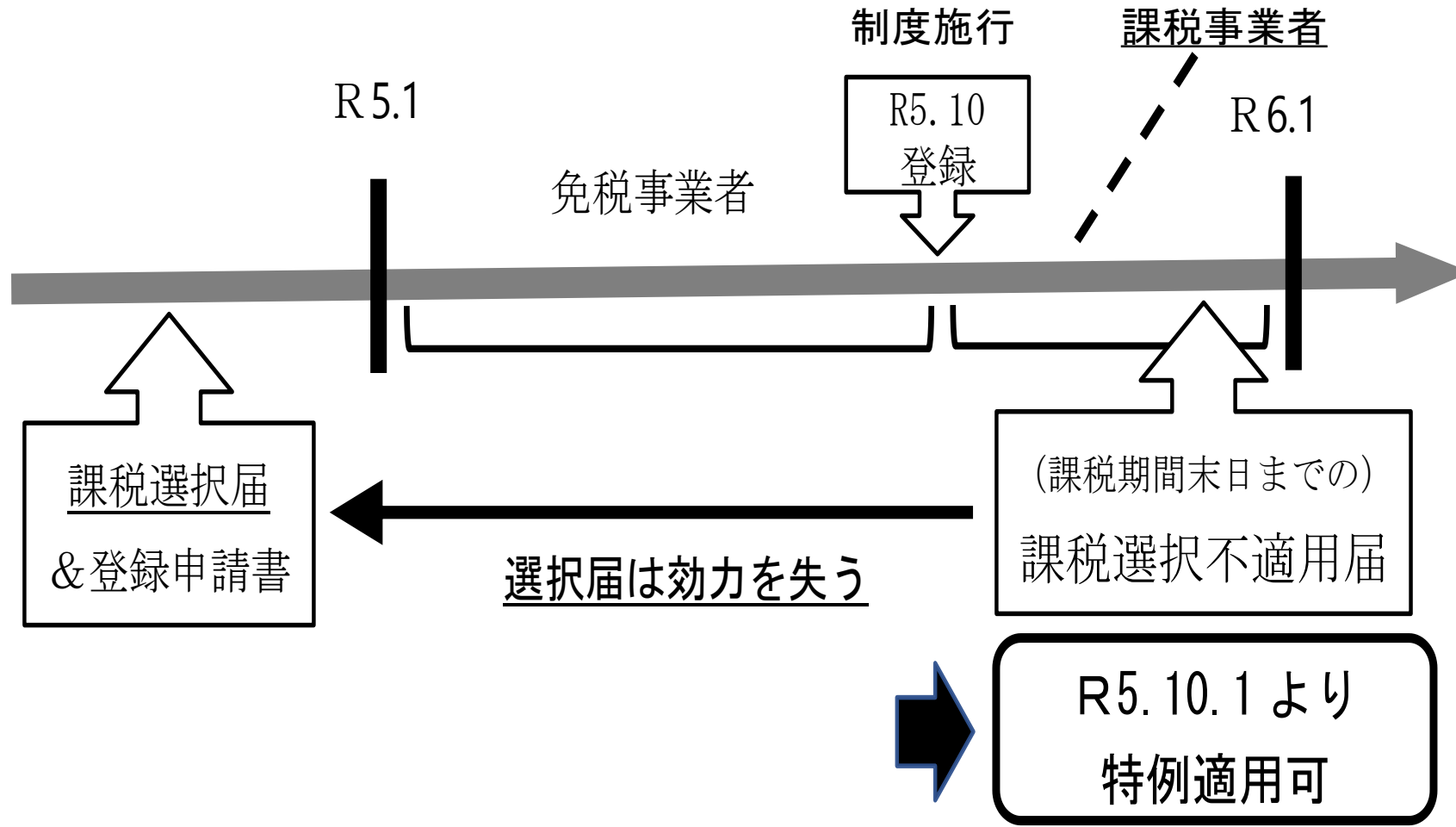
## 2 割特例の適用対象外

区分	納税義務の免除の特例に係る規定
基準期間 特定期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合（消法 9 ①）</li><li>○ 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例（消法 9 の 2 ①）</li></ul>
承継・新設	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例（消法 10、11、12）</li><li>○ 新設法人の納税義務の免除の特例（消法 12 の 2 ①）</li><li>○ 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（消法 12 の 3 ①）</li></ul>
3 年縛り	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 課税選択届出書を提出して 2 年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の 3 年間（消法 9 ⑦）</li><li>○ 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の 3 年間（消法 12 の 2 ②、12 の 3 ③）</li><li>○ 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の 3 年間（消法 12 の 4 ①）</li><li>○ 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の 3 年間（消法 12 の 4 ②）</li></ul>

## 2割特例の適用を受けるためには・・・



# 2割特例の適用を受けるためには・・・





## 2割特例の適用対象期間

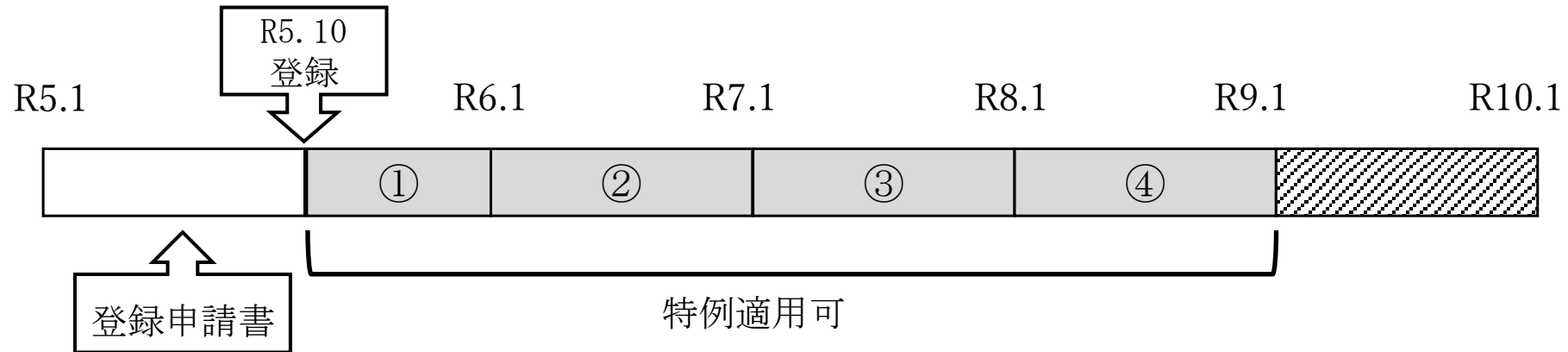
2割特例を適用できる期間は、

令和5年10月1日から令和8年9月30日

までの日の属するそれぞれの課税期間

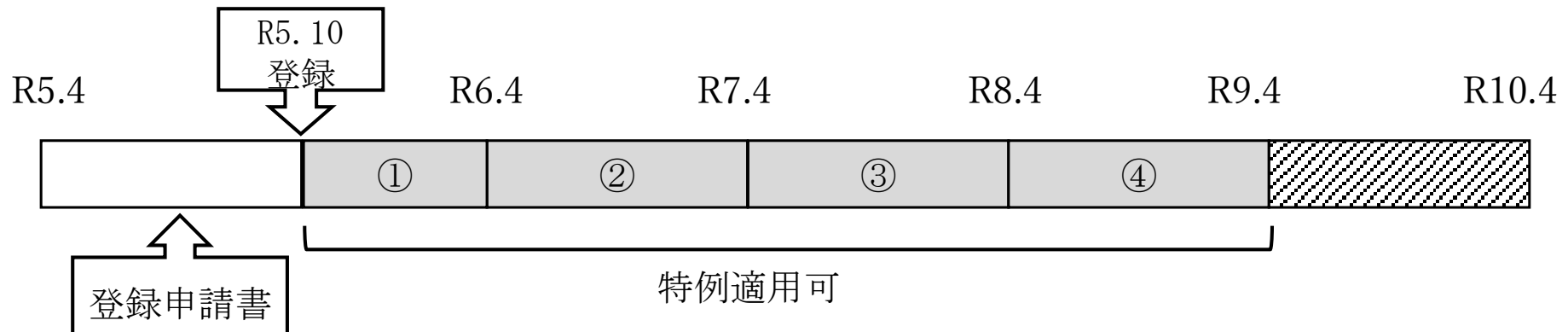
① 個人事業者

個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までの4回分の申告において適用が可能。

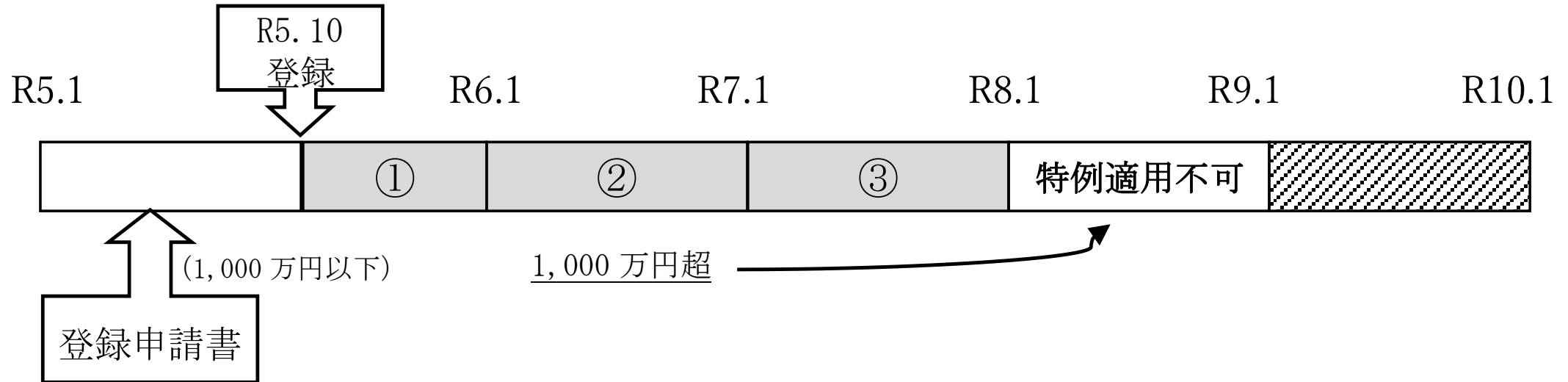


② 法人（3月決算の場合）

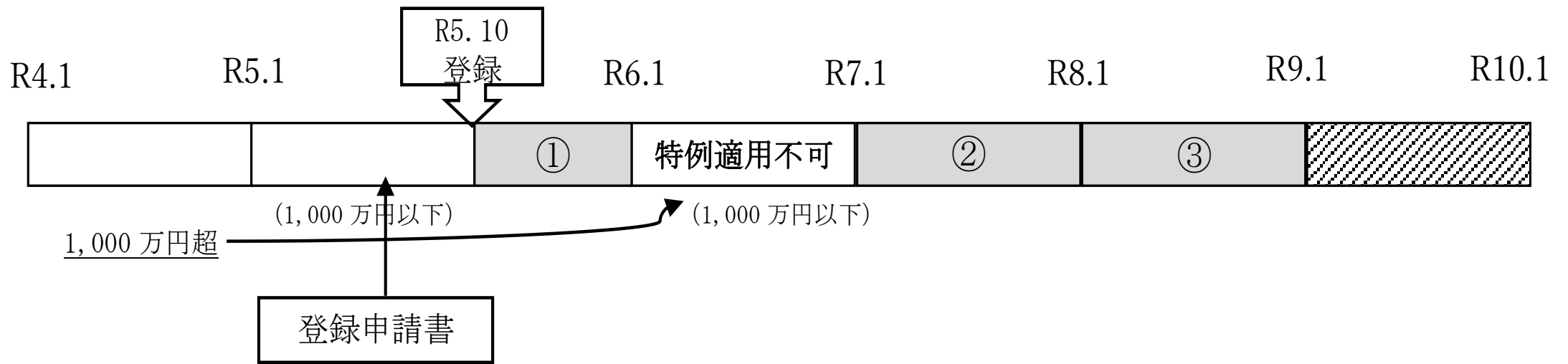
3月決算法人は、令和5年10月～翌年3月の申告から令和8年度の申告までの4回分の申告において適用が可能。



③ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合  
2年前の課税売上高が1,000万円を超える課税期間（年）がある場合、その課税期間は、適用対象外。

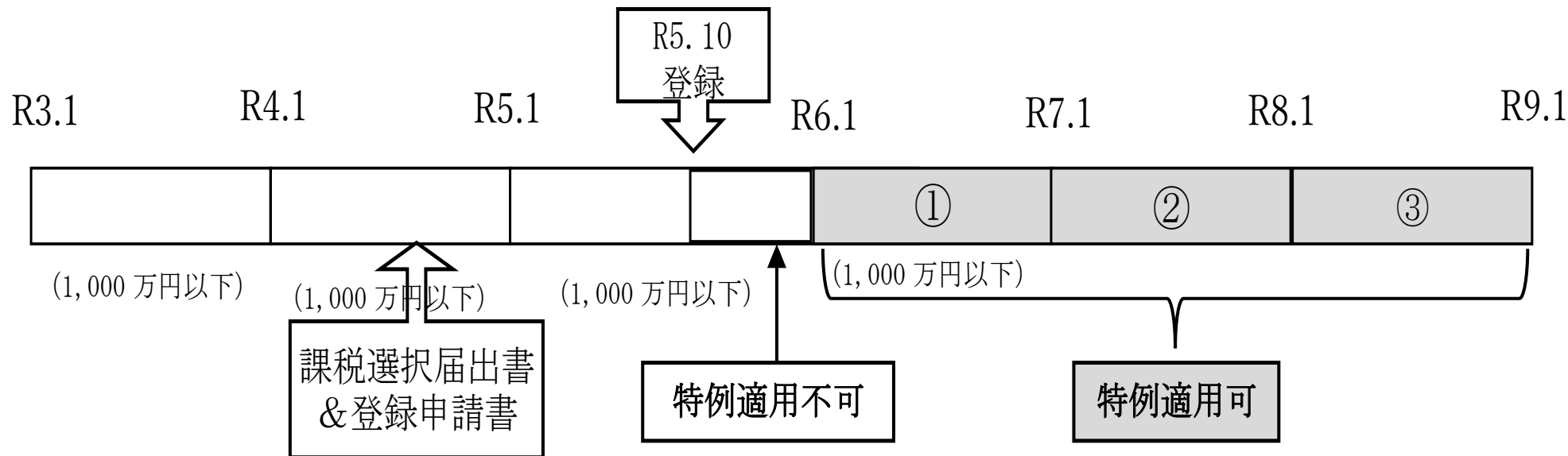


※ 基準期間である令和6年の課税売上高が1,000万円を超えているので、令和8年は2割特例の適用対象とならない。

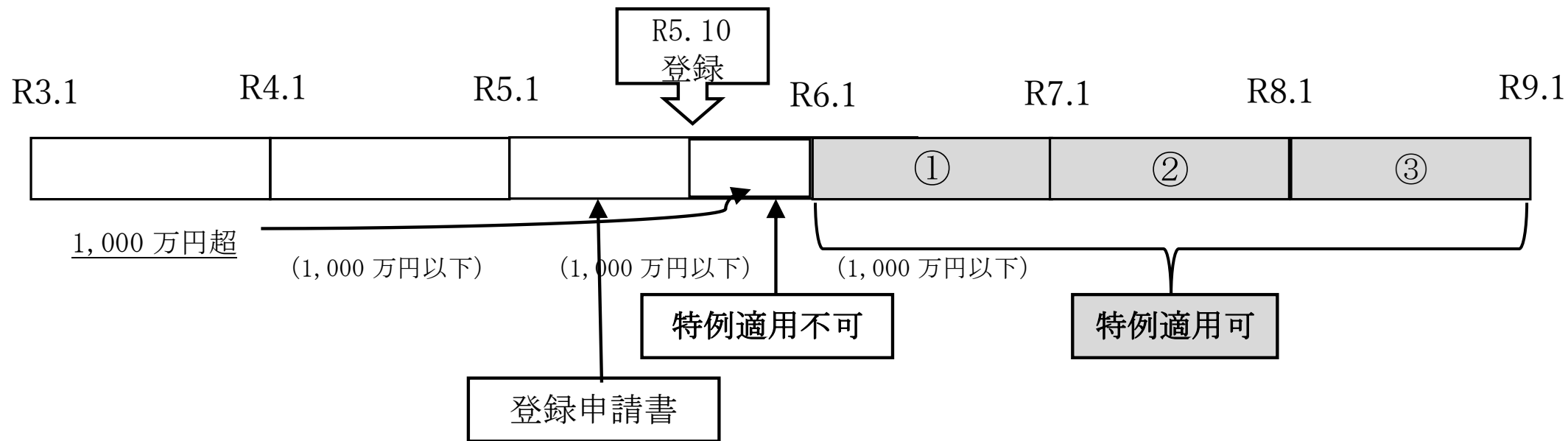


※ 基準期間である令和4年の課税売上高が1,000万円を超えているので、令和6年は2割特例の適用対象とならないが、令和5年と令和6年の課税売上高が1,000万円以下なので、令和7年と令和8年は2割特例の適用対象となる。

④ 課税事業者がインボイス発行事業者となった場合

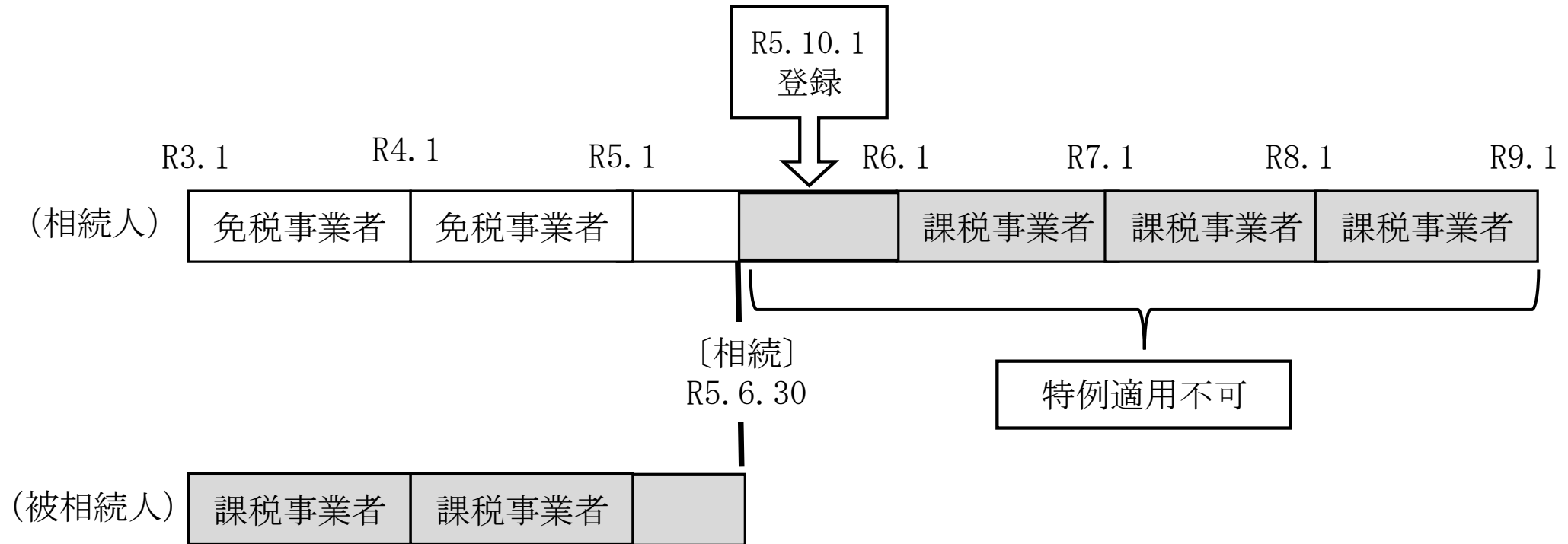


※ 令和4年中に課税事業者選択届出書を提出し、令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となっているので、令和5年10月～12月は2割特例の適用対象とならない。しかし、令和4年～6年の課税売上高が1,000万円以下なので、令和6年～8年は2割特例の適用対象となる。



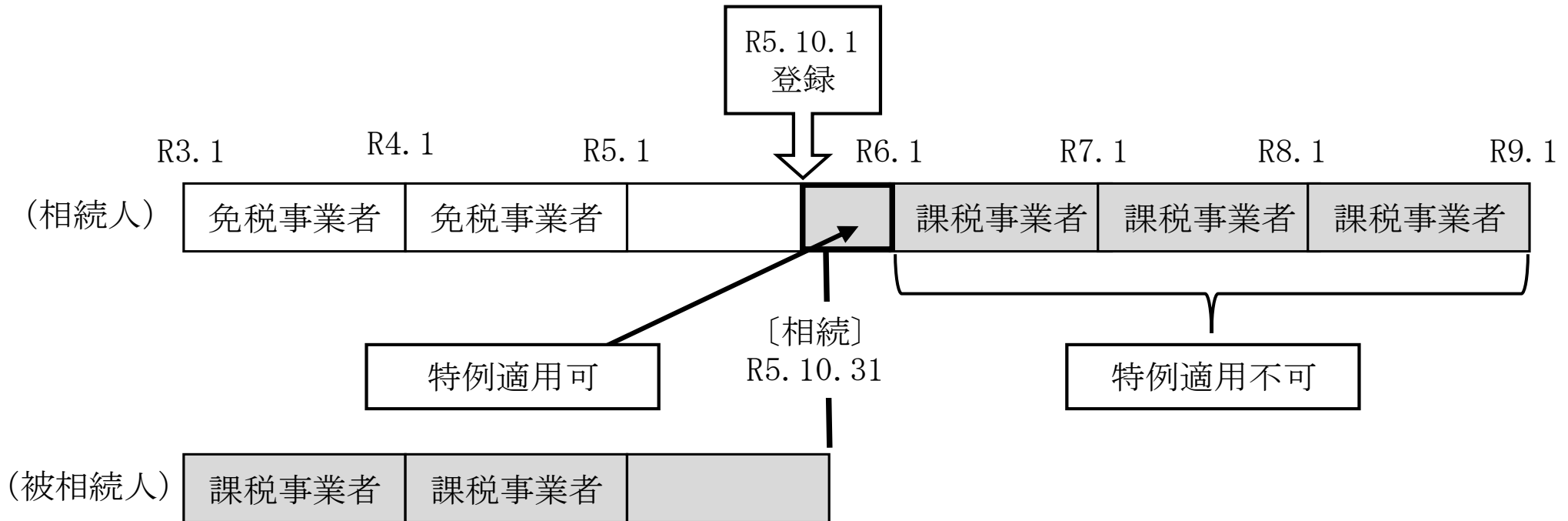
※ 令和3年の課税売上高が1,000万円を超えているので、令和5年は2割特例の適用対象とならないが、令和4年～6年の課税売上高が1,000万円以下なので、令和6年～8年は2割特例の適用対象となる。

⑤ 登録日前に相続があった場合



※ 令和5年6月30日に相続により課税事業者である父親の事業を承継し、令和5年7月1日から課税事業者となりますので、令和5年分（7月～12月まで）について2割特例を適用することはできない。

⑥ 登録日以後に相続があった場合



※ 登録日以後に相続があった場合には、相続があった日の属する課税期間については2割特例の適用を受けることができる。



# ○ 平成28年改正法附則

(適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)

第51条の2 適格請求書発行事業者の5年施行日から5年施行日以後3年を経過する日までの日の属する課税期間（新消費税法57の2①の登録（……）、消費税法9④の規定による届出書の提出又は同法10①の規定の適用がなかったとしたならば消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限るものとし、次に掲げる課税期間を除く。）については、……課税標準額に対する消費税額から控除することができる……課税仕入れ等の合計額は、……特別控除額とすることができる。……

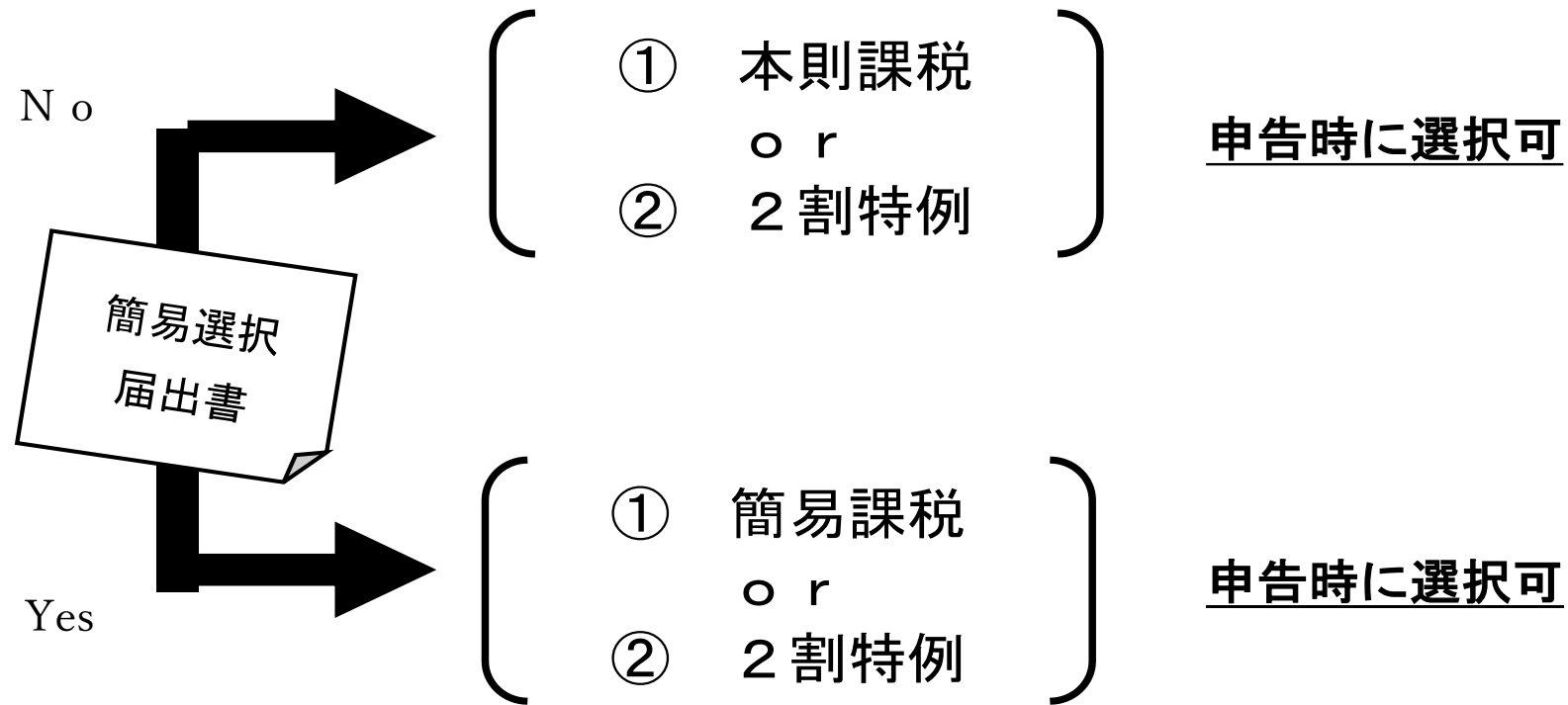
一 5年施行日の属する課税期間であって5年施行日前から引き続き消費税法9④の規定の適用を受ける課税期間

二 略

三 登録開始日の前日までに消費税法10①の相続があったことにより同項の規定の適用を受ける課税期間

四 略

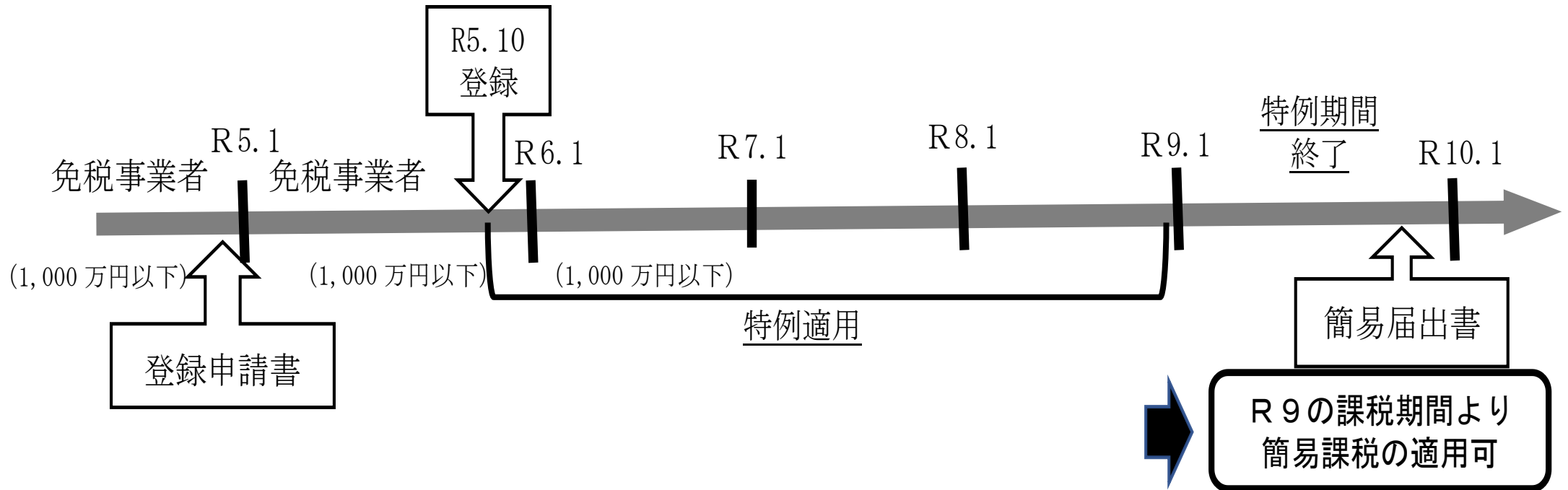
## 2割特例の選択手続



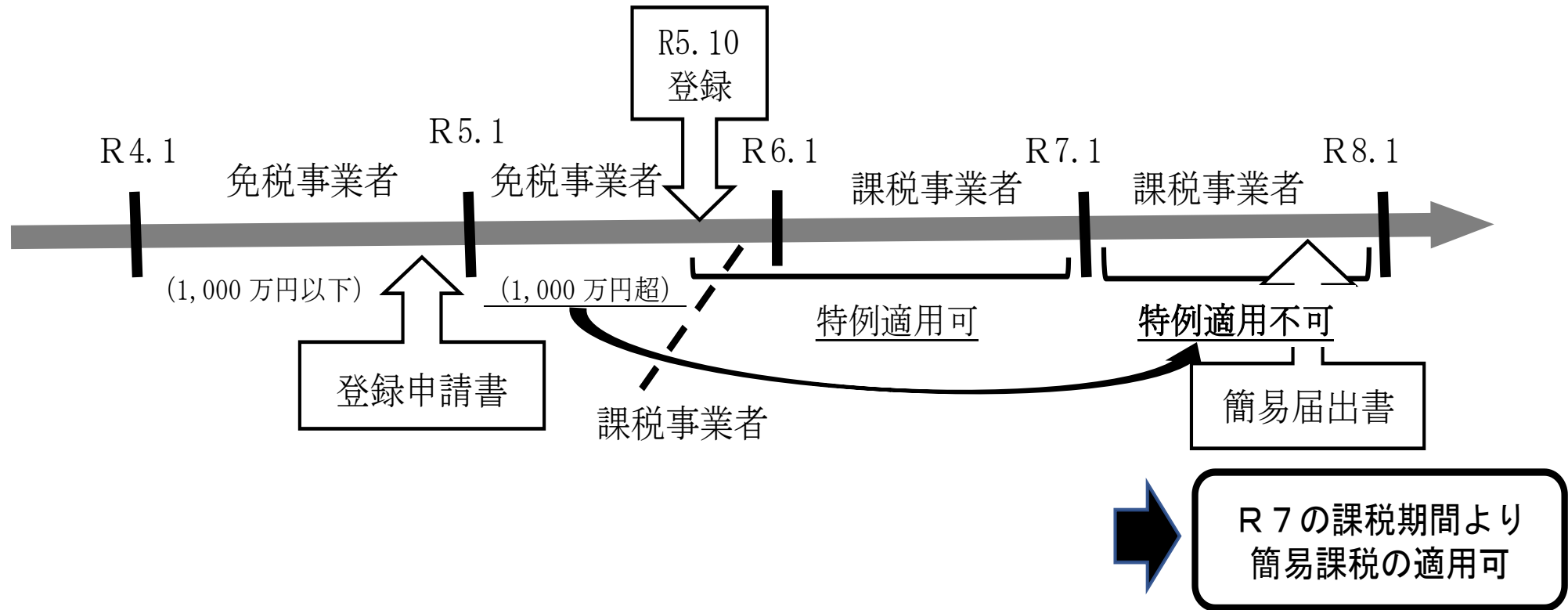
※ 既に登録申請書とともに簡易課税制度選択届出書を提出している者も、申告時に簡易課税と2割特例を選択すればよく、既に提出した簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要もない。

# 2 割特例から簡易課税への移行措置

① 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税を適用する場合



② 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間がある場合



# 仕入税額控除の特例措置（少額特例）

## □ 特例措置の概要

一定規模以下の中小事業者については、インボイス制度の施行から6年間（具体的には、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間）、税込の金額が1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。

（注）課税期間の途中であっても、令和11年10月1日以後の課税仕入れについてはインボイスの保存が必要となる。

## □ 対象者

- ・ 基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者
- ・ 特定期間の課税売上高が5千万円以下である事業者

(注) 特定期間とは、個人事業者は前年の1月から6月までの期間、法人は前事業年度の開始の日以後6月の期間

新たに設立した法人の基準期間のない課税期間については、特定期間の課税売上高が5千万円超となった場合でも対象

## □ 少額特例の判定単位

- ・ 課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の税込の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定する。
- ・ 基本的には、取引ごとに納品書や請求書といった書類等の交付又は提供を受けることが一般的であるため、そのような書類等の単位で判定し、月まとめ請求書のように複数の取引をまとめた単位により判定することとはならない。

## □ 判定単位の具体例

- ① 5,000円の商品をXX月3日に購入、7,000円の商品をXX月10日に購入し、それぞれで請求・精算  
⇒ それぞれ1万円未満の取引となり、少額特例の対象
- ② 5,000円の商品と7,000円の商品（合計額12,000円）を同時に購入  
⇒ 1万円以上の取引となり、少額特例の対象外
- ③ 1回8,000円のクリーニングをXX月2日に1回、XX月15日に1回行い、それぞれで請求・精算  
⇒ それぞれ1万円未満の取引となり、少額特例の対象
- ④ 月額100,000円の清掃業務（稼働日数：12日）  
⇒ 1万円以上の取引となり、少額特例の対象外



## □ 免税事業者等からの仕入れに係る取扱い

- ・ 免税事業者等からの課税仕入れについては、インボイス制度開始から一定期間は、仕入税額相当額の一定割合（80%又は50%）を仕入税額とみなして控除できるとされている。
- ・ しかし、「少額特例」の適用を受ける場合には、帳簿のみの保存で仕入税額控除することができ、課税仕入れの相手方から交付される請求書等がインボイスであるかどうかを確認する必要がなくなるので、**仕入税額相当額の全額（100%）**を仕入税額控除することができる。

## □ インボイス発行事業者（売手）の対応

- ・ 少額特例は、インボイス発行事業者の交付義務が免除されるものではないので、売手であるインボイス発行事業者は、課税事業者からインボイスを求められた場合には交付する必要がある。

# 少額な返還インボイスの交付義務免除

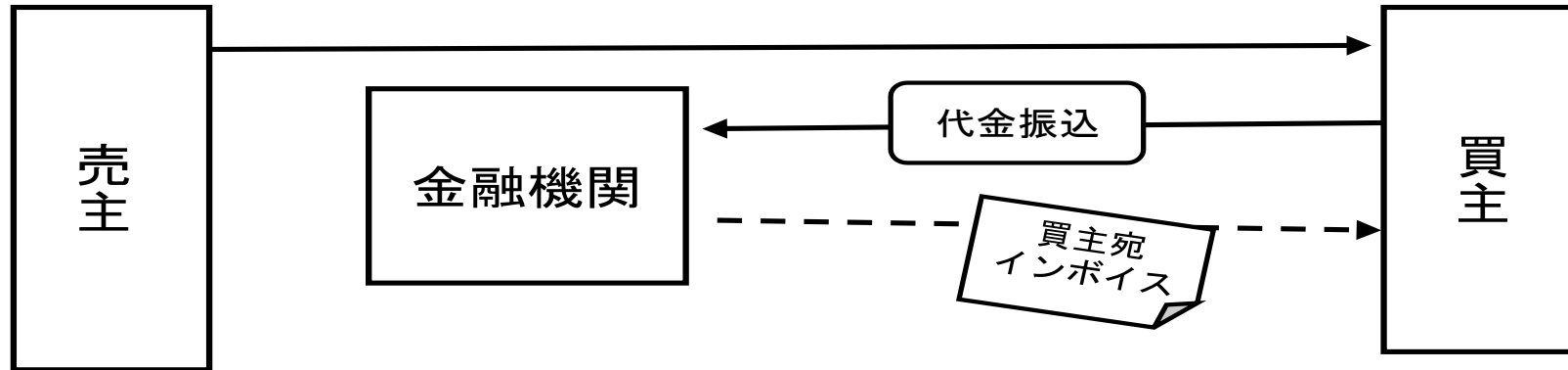
- 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除される。
- この1万円未満かどうかの判定は、値引き等の金額に標準税率が適用されたものと軽減税率が適用されたものの両方が含まれている場合でも、適用税率ごとの値引き等の金額により判定するのではなく、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとの減額金額により判定する。

## □ 1万円未満かどうかの具体例

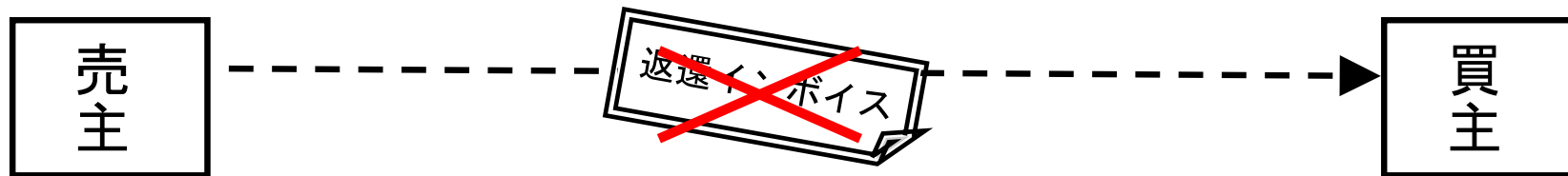
- ① 330,000円の請求に対し、買主は窓口での振込手数料相当額770円を差し引いて329,230円を振込  
⇒ 返還インボイスの交付義務は免除される
  
- ② 550,000円の請求に対し、1商品当たり220円のリベートを後日受領（合計220円×100個＝22,000円）  
⇒ 返還インボイスの交付義務は免除されない

# 返還インボイスの交付義務免除

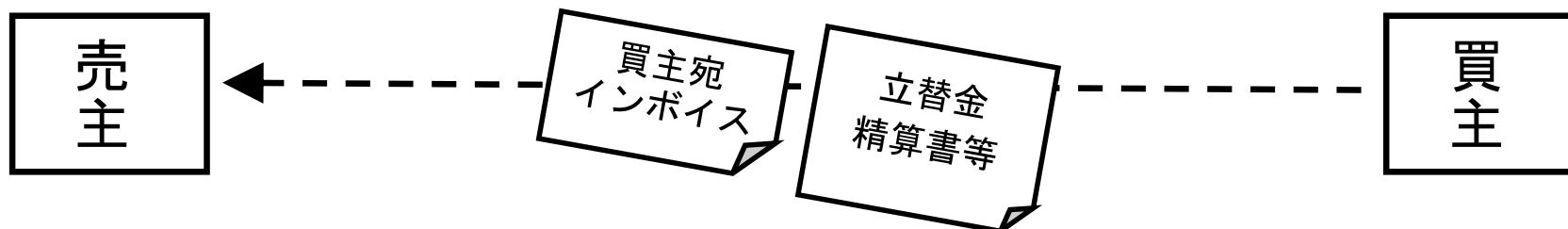
## ◆ 売主負担の振込手数料



### ① 売主の値引きとして処理



### ② 売主の課税仕入れとして処理

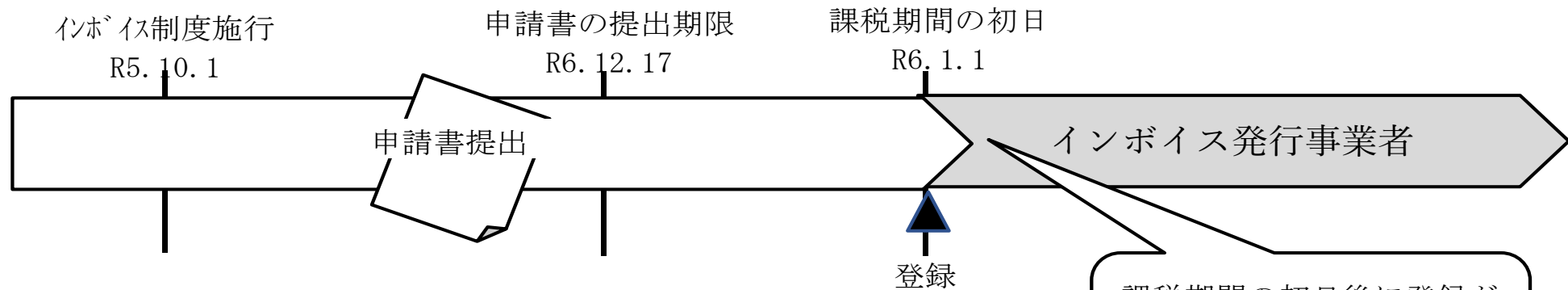


# 登録申請書の提出期限

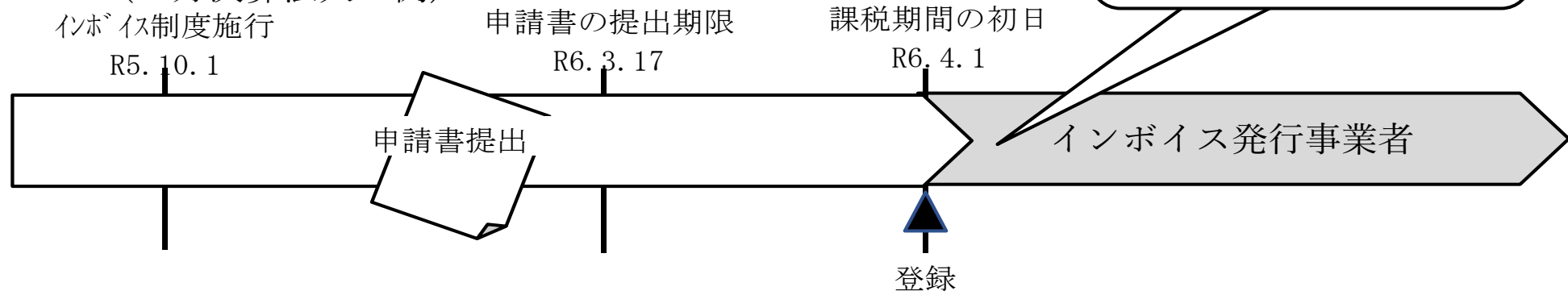
- 令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、その前日の令和5年9月30日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要がある。
- なお、令和5年9月30日は土曜日だが、10月2日（月）には延長されない。  
また、郵送による提出の場合、令和5年9月30日までの通信日付印があるものまでが、令和5年10月1日の登録を受けることができる。

# インボイス発行事業者の登録

① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（個人事業者の例）



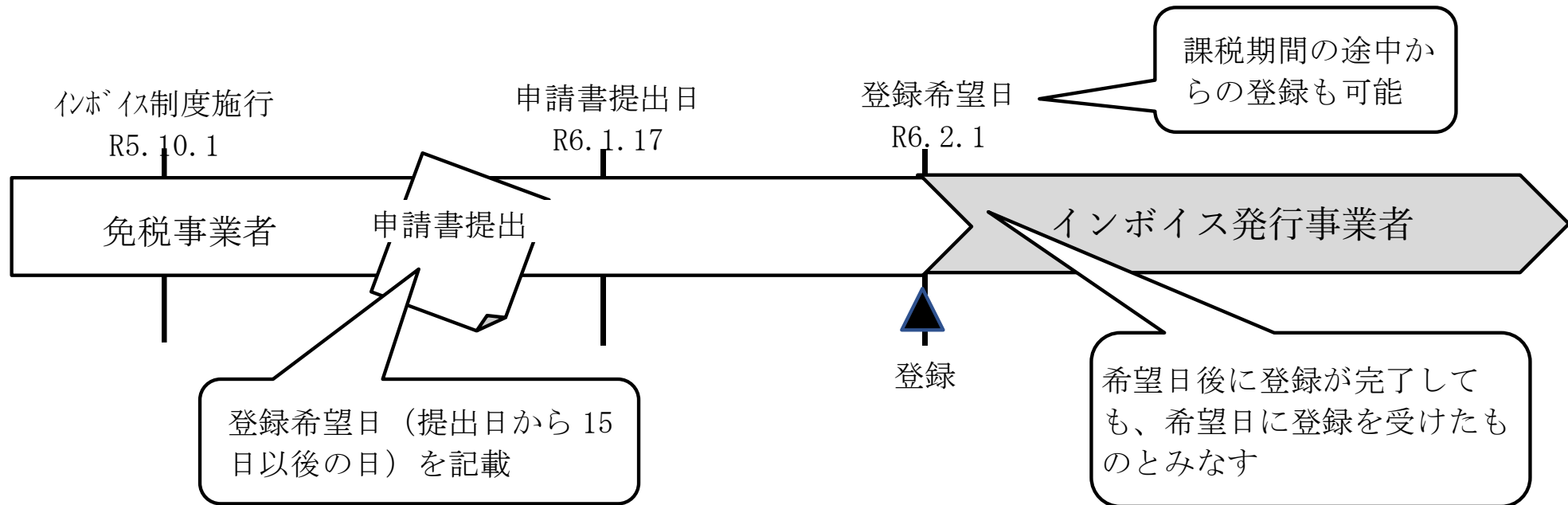
② 課税期間の初日から登録を受けようとする場合  
（3月決算法人の例）



課税期間の初日後に登録が完了しても、初日に登録を受けたものとみなす

# 登録に関する経過措置

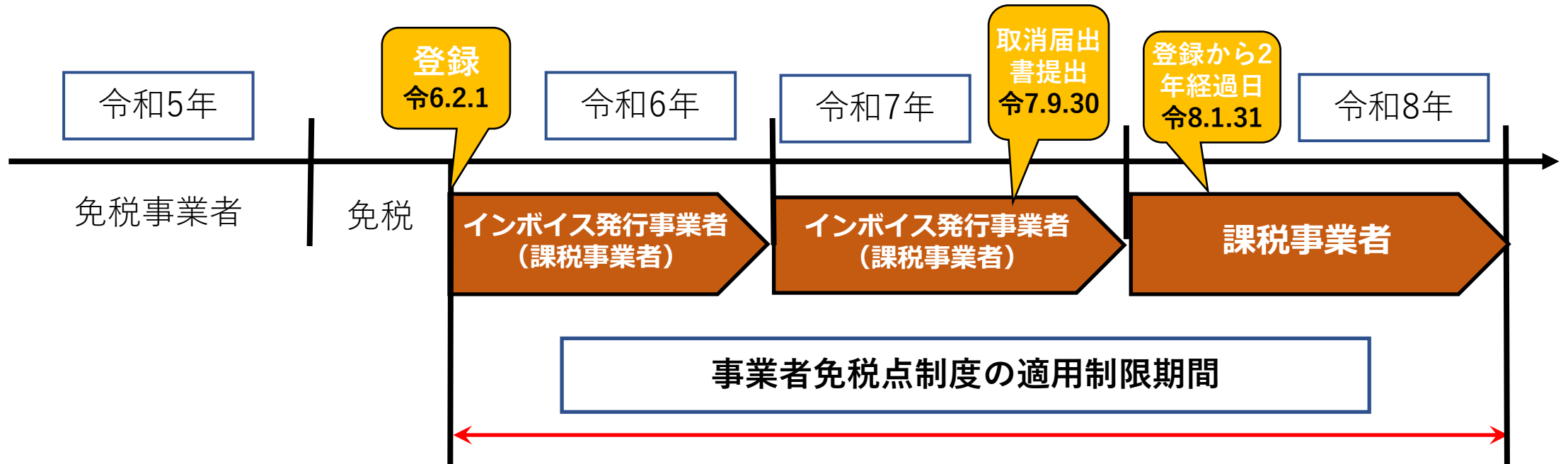
令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間については、課税期間の途中であっても、登録日からインボイス発行事業者となることができる。





# 経過措置の適用を受けた場合の納税義務

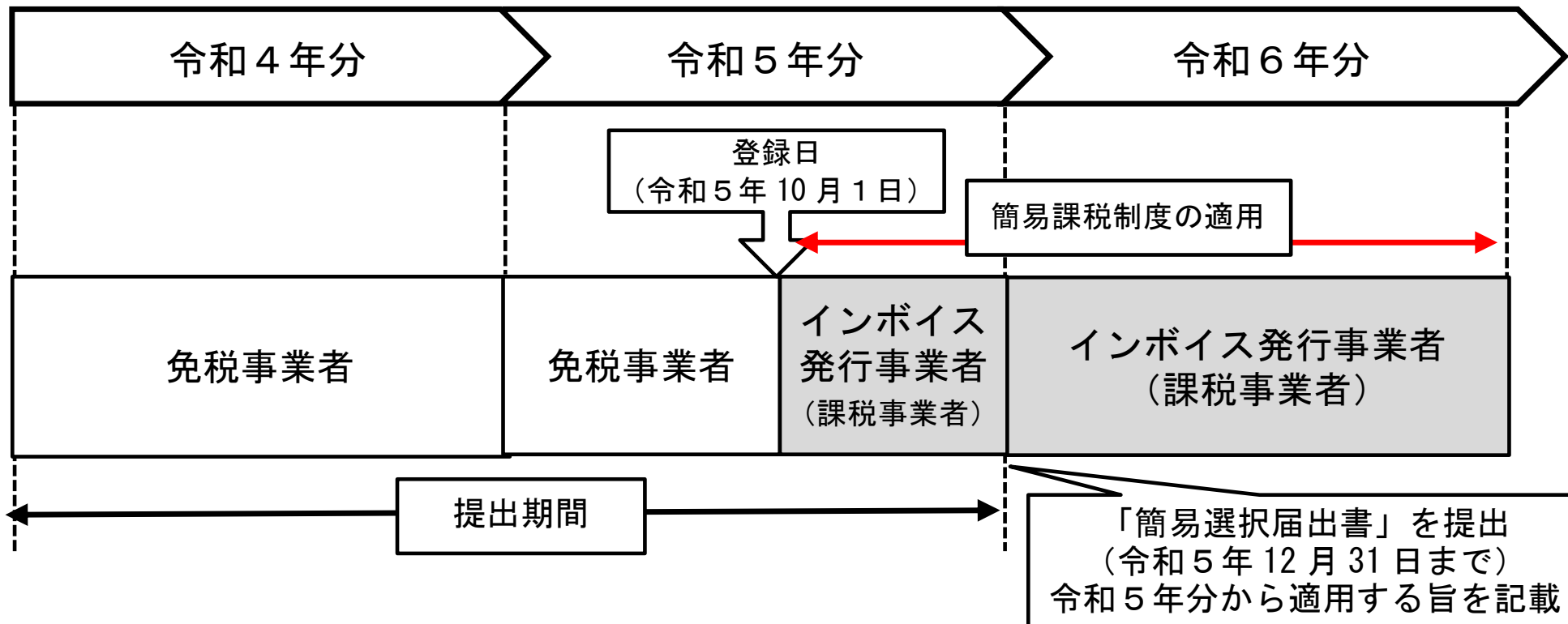
《例》個人事業者又は12月決算法人が、経過措置により令和6年2月1日に登録を受け、令和7年9月30日に取消手続を行った場合の事業者免税点制度の適用制限期間



(注) 登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除く。

# 経過措置の適用を受けた場合の簡易課税の選択

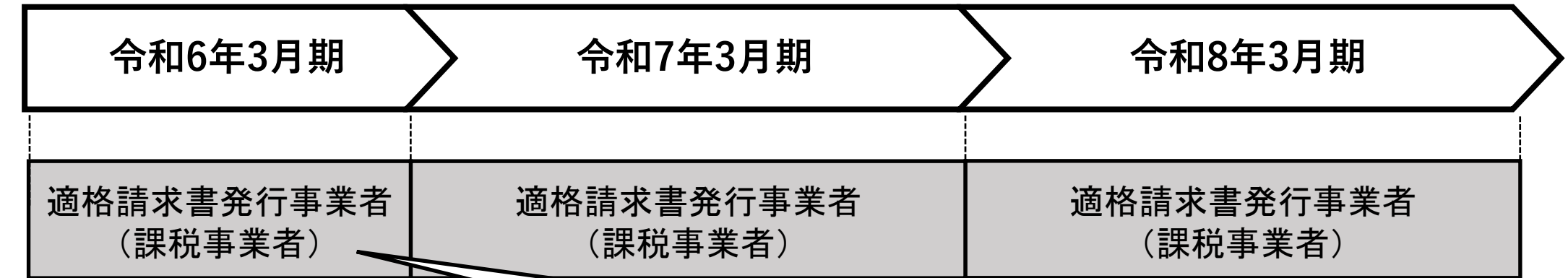
《例》免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



# 新たに設立された法人等の登録時期の特例

《例》令和5年11月1日に法人（3月決算）を新たに設立し、令和6年2月1日に登録申請書と課税事業者選択届出書を併せて提出した免税事業者である法人の場合

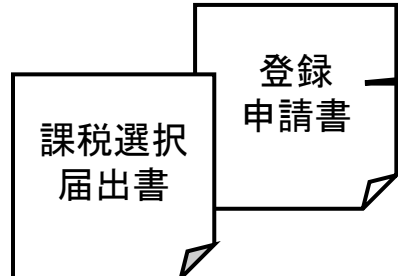
事業開始（設立）（令和5年11月1日）



登録申請書提出  
(令和6年2月1日)

事業開始（設立）した課税期間の初日に遡って登録を受けたものとみなされる。

「課税期間の初日から登録を受けようとする旨」を記載する。

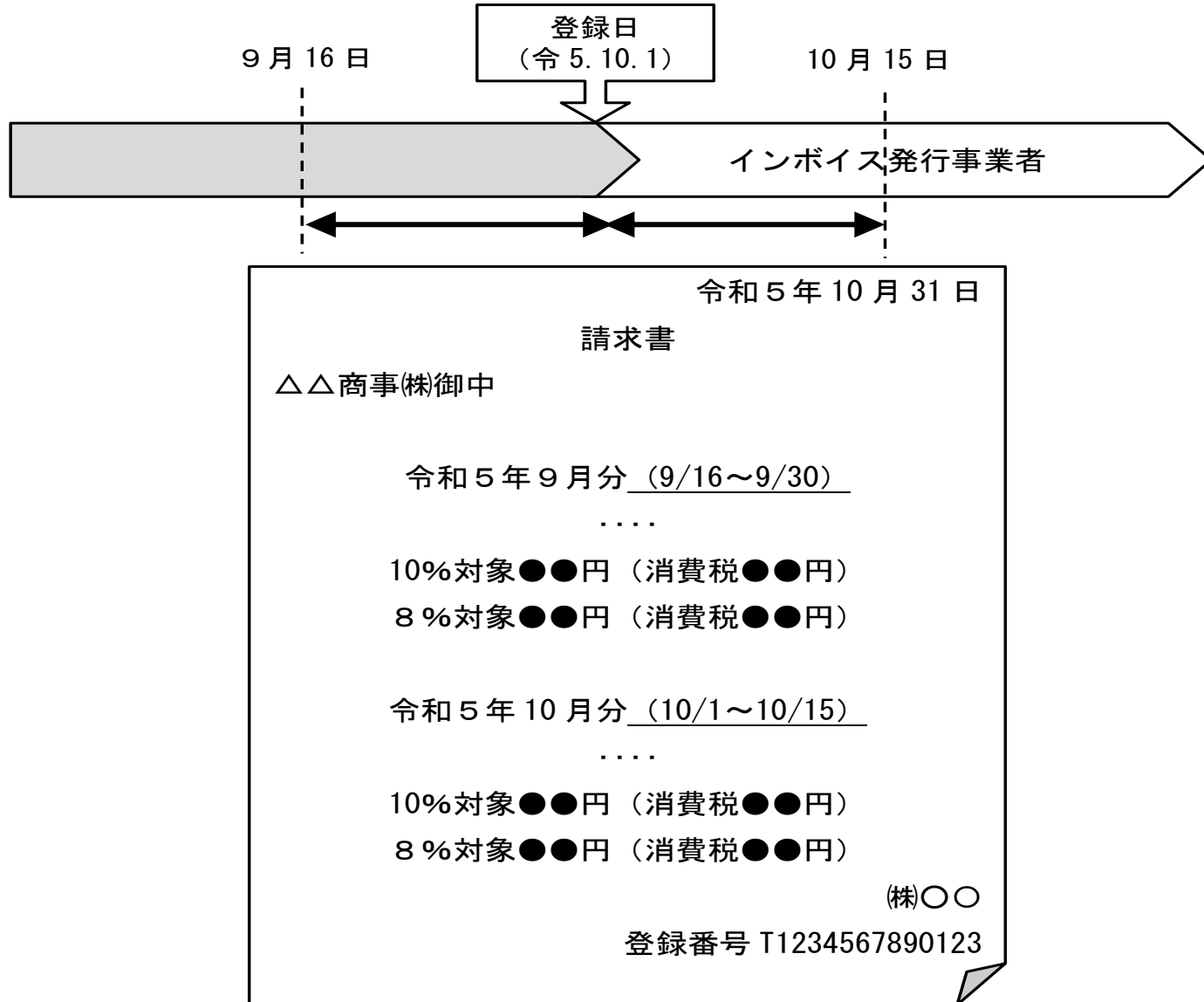


新たに設立された法人が課税事業者である場合は、事業を開始した課税期間の末日までに事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新たに設立された法人等の登録時期の特例を受けることができる。

## 登録日から登録の通知を受けるまでの取扱い

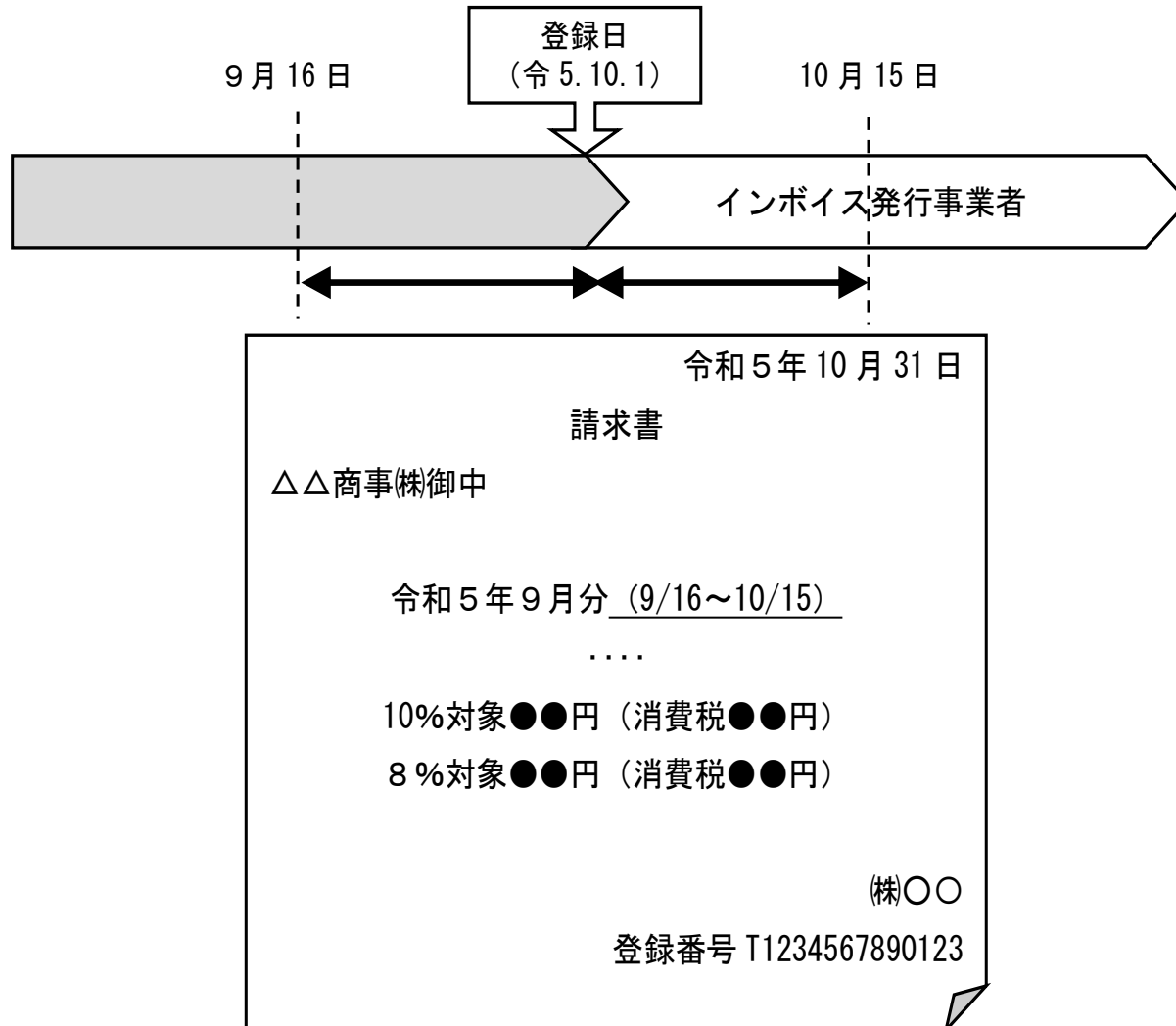
- 通知を受けた後、登録番号や税率ごとに区分した消費税額等を記載し、インボイスの記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要があるが、**通知を受けた後に登録番号などのインボイスの記載事項として不足する事項を相手方に書面等で通知すること**で、既に交付した請求書と合わせてインボイスの記載事項を満たすことができる。
- この場合、書面等の交付を受ける事業者がインボイスの記載事項を適正に認識できるよう、既に交付した書類との相互の関連を明確にする必要がある。

# 登録日をまたぐインボイスの記載事項（原則）



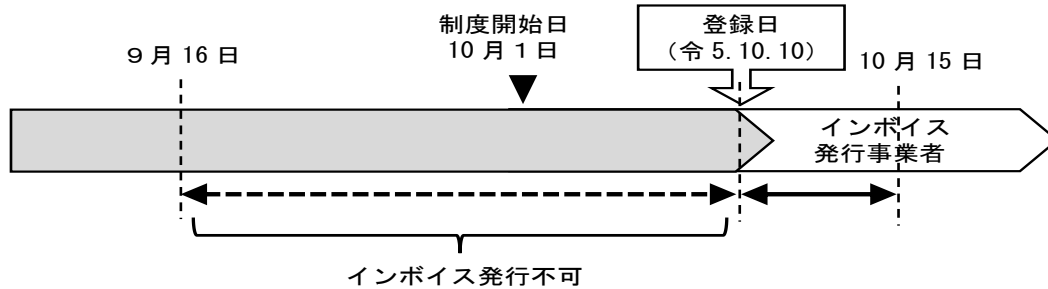
- 毎月15日締めの場合
- 課税資産の譲渡等の対価の額や税率ごとに区分した消費税額等の記載に当たっては、登録日前の課税資産の譲渡等に係るものと登録日以後の課税資産の譲渡等に係るものとに区分するなどの対応が必要となる。

# 登録日をまたぐインボイスの記載事項 (登録日が令和5年10月1日である場合)



登録日が令和5年10月1日（インボイス制度の開始日）である場合には、買手において登録日前後の課税仕入れがいずれも仕入税額控除の対象となることから、登録日をまたぐ請求書をインボイスとするときは、登録日前後の課税資産の譲渡等（令和5年9月16日から30日までの期間と令和5年10月1日から15日までの期間）を区分することなく請求書に記載して交付することもできる。

# 登録日をまたぐインボイスの記載事項 (令和5年10月2日以後に登録を受ける場合)



令和5年10月31日  
請求書

△△商事(株)御中

令和5年9月分 (9/16~9/30)  
.....  
10%対象 ●●円 (消費税 ●●円)  
8%対象 ●●円 (消費税 ●●円)

令和5年10月分 (10/1~10/9)  
.....  
10%対象 ●●円 (消費税 ●●円)  
8%対象 ●●円 (消費税 ●●円)

令和5年10月分 (10/10~10/15)  
.....  
10%対象 ●●円 (消費税 ●●円)  
8%対象 ●●円 (消費税 ●●円)

(株)○○  
登録番号 T1234567890123

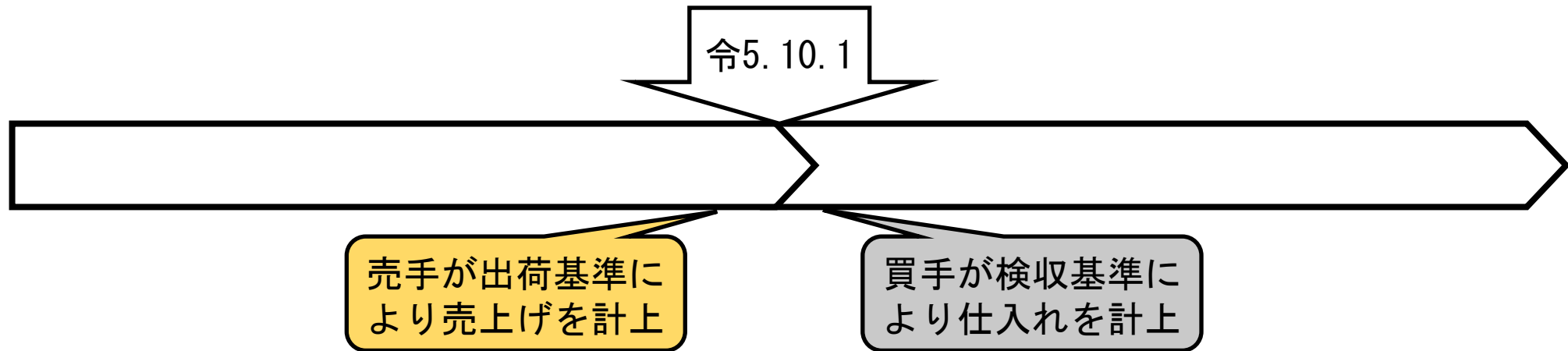
- 令和5年10月10日に登録を受けた場合、請求書の交付を受けた相手方においては、令和5年10月9日以前の課税仕入れについては区分記載請求書、令和5年10月10日以後の課税仕入れについてはインボイスとして取り扱われる。
- 9月16日から9月30日まで及び10月10日以後の課税仕入れについては全額控除できるが、10月1日から10月9日までの課税仕入れについては仕入税額相当額の80%を控除することとなる。
- 登録日をまたぐ請求書は、制度開始日及び登録日前後の課税資産の譲渡等を区分して請求書等に記載するなど、登録日以後の課税資産の譲渡等についてのみインボイスを交付する対応が必要となる。

# 資産の譲渡等の時期とインボイスの交付義務の関係

資産の譲渡等の 時期の特例	資産の譲渡等の時期		インボイスの交付
	原則	特例	
リース譲渡	リース譲渡時	延払基準	リース譲渡時
工事の請負（長期 大規模工事等）	工事完成 （引渡時）	工事進行基準	工事完成 （引渡時）
現金主義	役務提供完了時等	現金の收受時	役務提供完了時等
国等の特例	役務提供完了時等	収納すべき 会計年度の末日	役務提供完了時等



# 売手と買手で計上時期が異なる場合



- 売手においては、買手からの求めがあっても、インボイスの交付義務はない。
- 買手においては、**区分記載請求書等保存方式**により仕入税額控除の適用を受けることができる。

# 未成工事支出金及び建設仮勘定の取扱い

令5.10.1

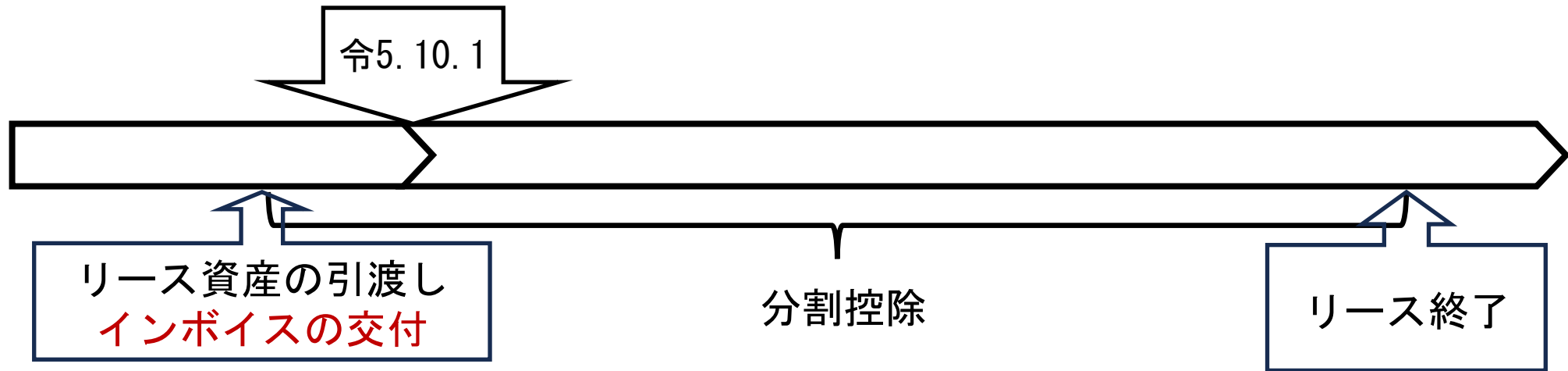
建設工事等のための課税仕入れ

未成工事支出金、建設仮勘定として処理

目的物の  
引渡日、完成日  
**仕入税額控除**

令和5年10月1日前の課税仕入れについては、**区分記載請求書等保存方式**により仕入税額控除の適用を受けることができる。

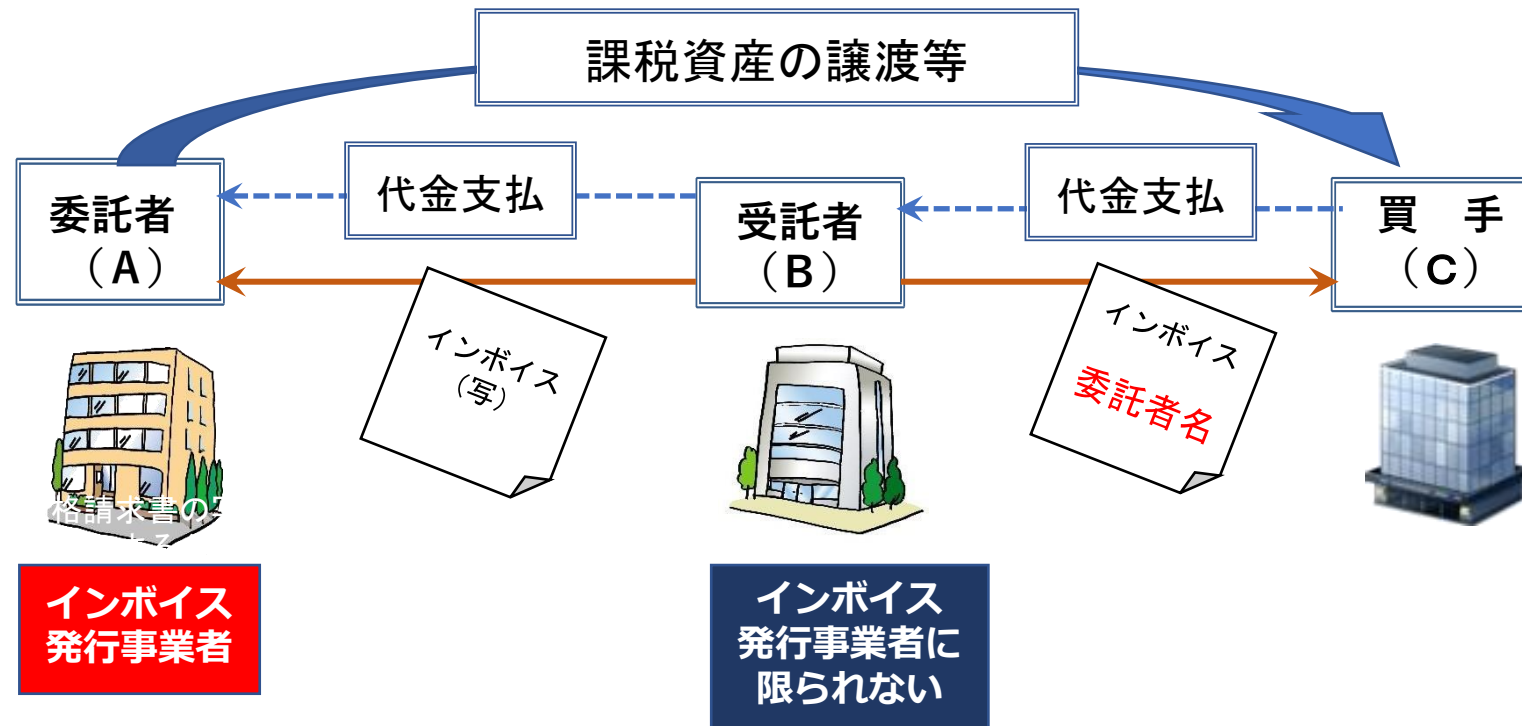
# リース取引について分割控除している場合



- 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃借人が賃貸借処理により分割控除している場合には、リース資産の引渡時に交付を受けたインボイスを保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができる。
- なお、リース資産の引渡し令和5年10月1日前である場合には、**区分記載請求書等保存方式**により仕入税額控除の適用を受けることができる。

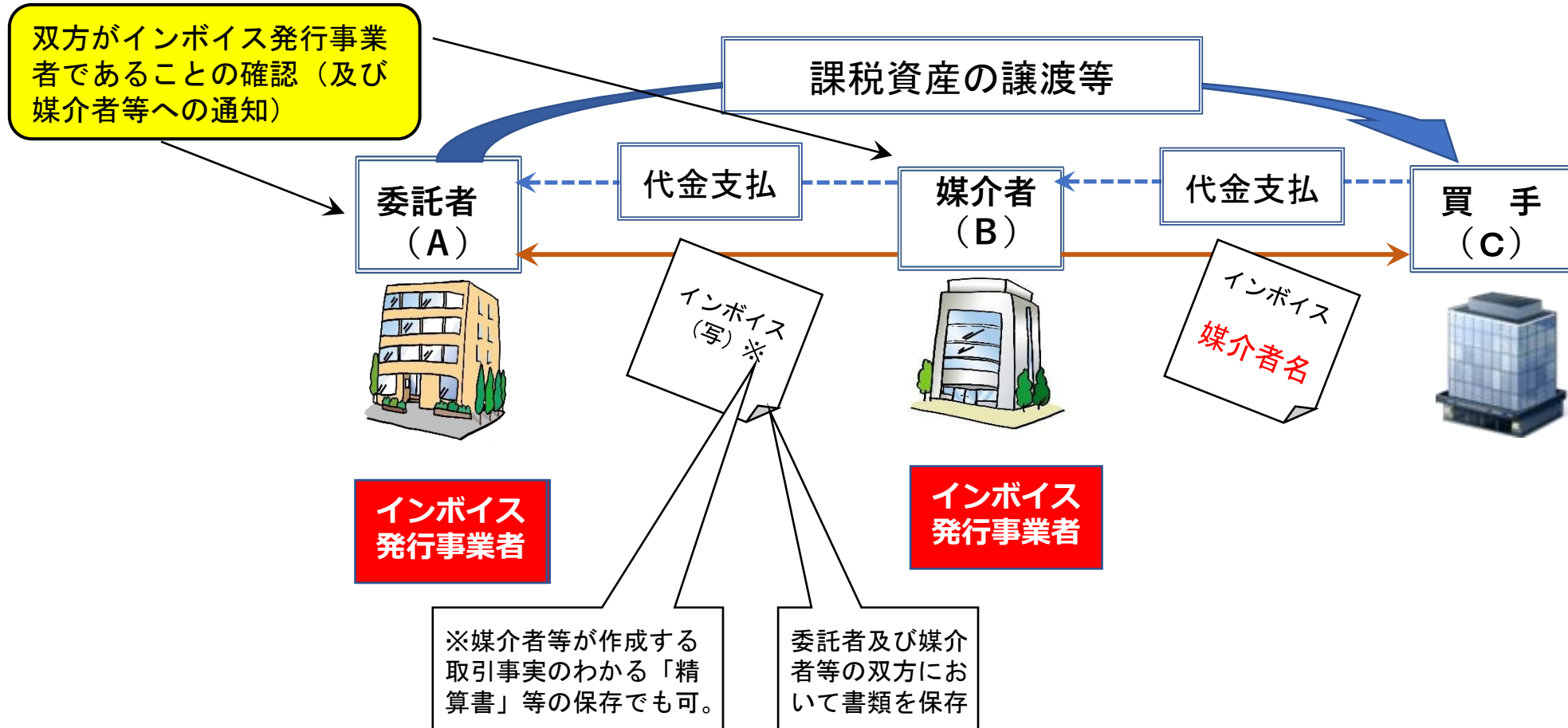
# インボイスの代理交付

- 委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者であることから、本来、委託者が購入者に対してインボイスを交付しなければならない。
- このような場合、受託者が委託者を代理して、**委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した委託者のインボイス**を、相手方に交付することも認められる。

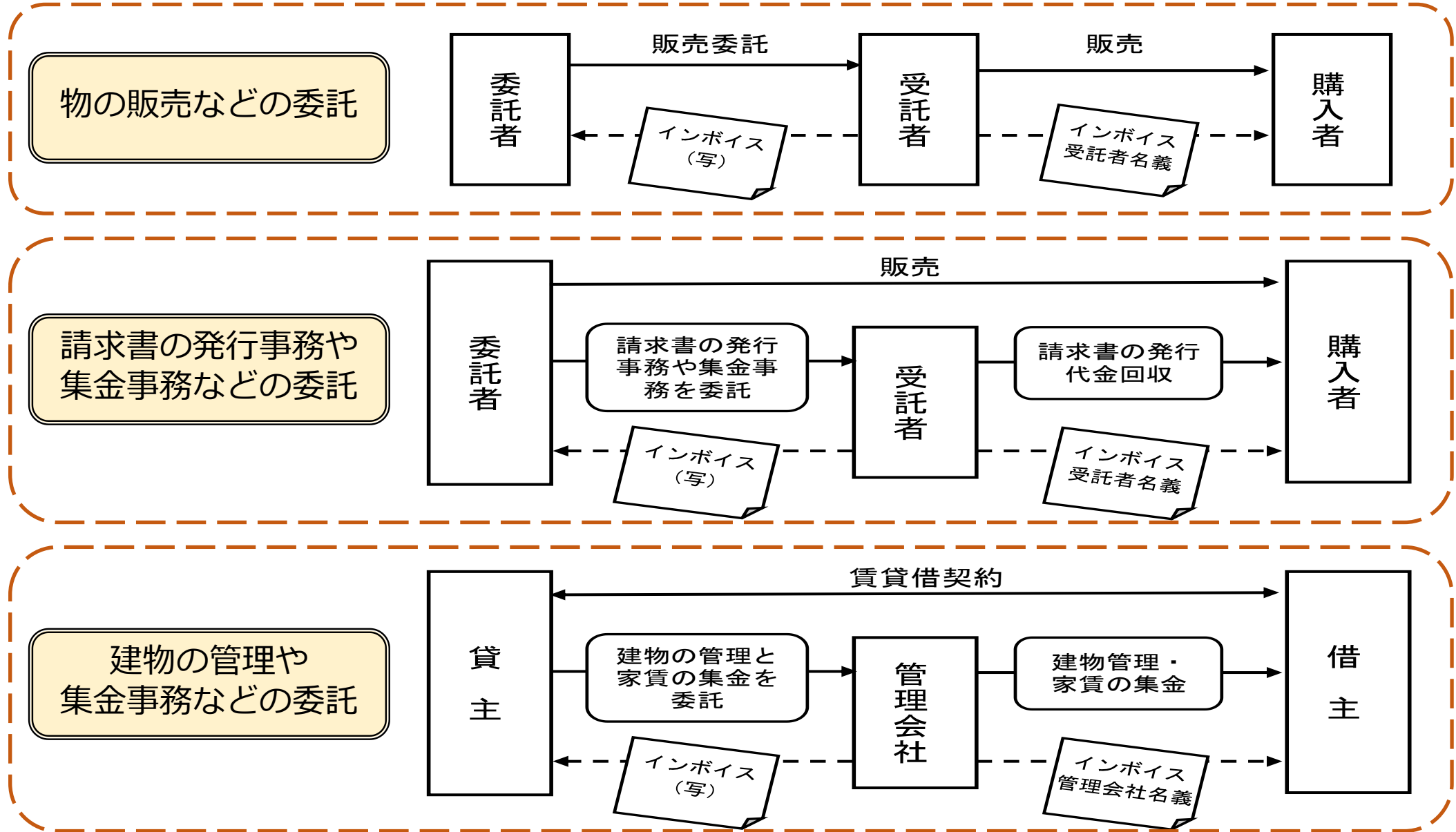


# インボイスの媒介交付特例

- 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができる。



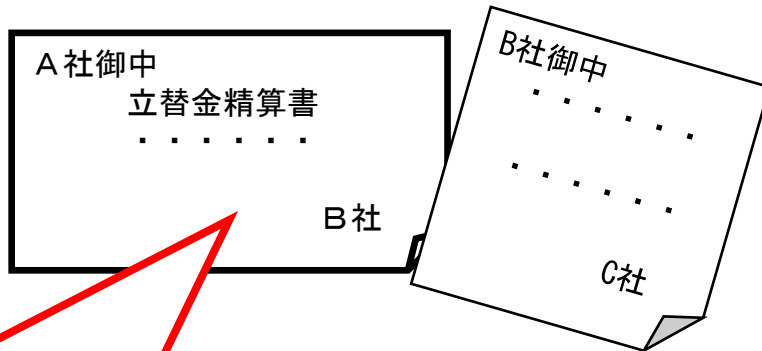
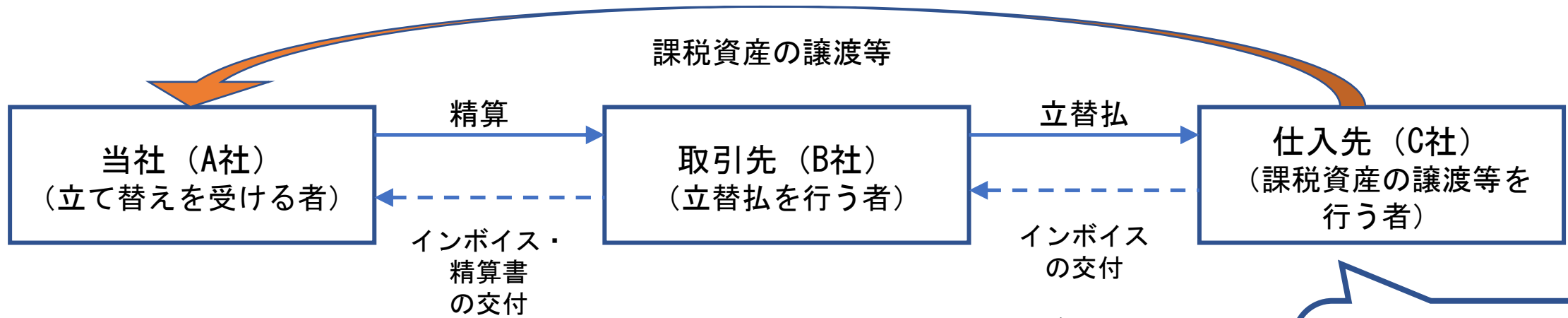
# 媒介者交付特例の類型



# 「代理交付」と「媒介者交付特例」の相違点

- ① 受託者について、代理交付の場合はインボイス発行事業者である必要はないが、媒介者交付特例の場合はインボイス発行事業者であることが要件となる。
- ② 購入者に交付するインボイスに記載する「氏名又は名称及び登録番号」は、代理交付の場合は委託者のものとなるが、媒介者交付特例の場合は受託者のものとなる。

# 経費を立て替えてもらった場合の仕入税額控除



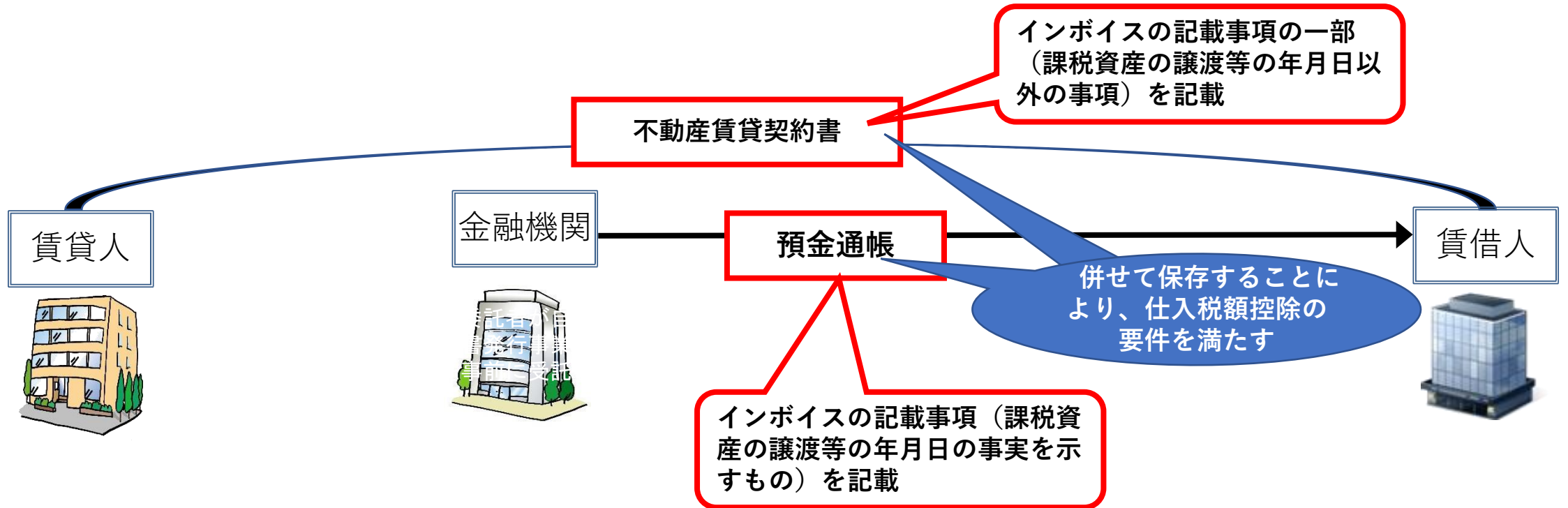
B社がインボイス発行事業者以外の事業者であっても、C社がインボイス発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができる。

C社がB社宛に交付するインボイスがA社のものであることを明らかにするため、B社が作成した精算書を併せて交付する。

立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、A社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができる。この場合、インボイス及び立替金精算書等の保存は不要となる。



# 口座振替・口座振込による家賃の支払



## 留意点

- 口座振込により家賃を支払う場合も、インボイスの記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなる。
- 令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等のインボイスとして必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば仕入税額控除の要件を満たす。

# インボイスに必要な記載事項が不足している場合

2023年●月●日

□□株式会社 御中

## 適格請求書発行事業者登録番号の通知書

インボイス制度の導入に伴い、当方の適格請求書発行事業者登録番号を通知します。

適格請求書発行事業者登録番号：T0-1234-5678-9012

上記登録番号は、国税庁WEBサイトの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認ください。

◆ 適格請求書発行事業者公表サイト <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/index.html>

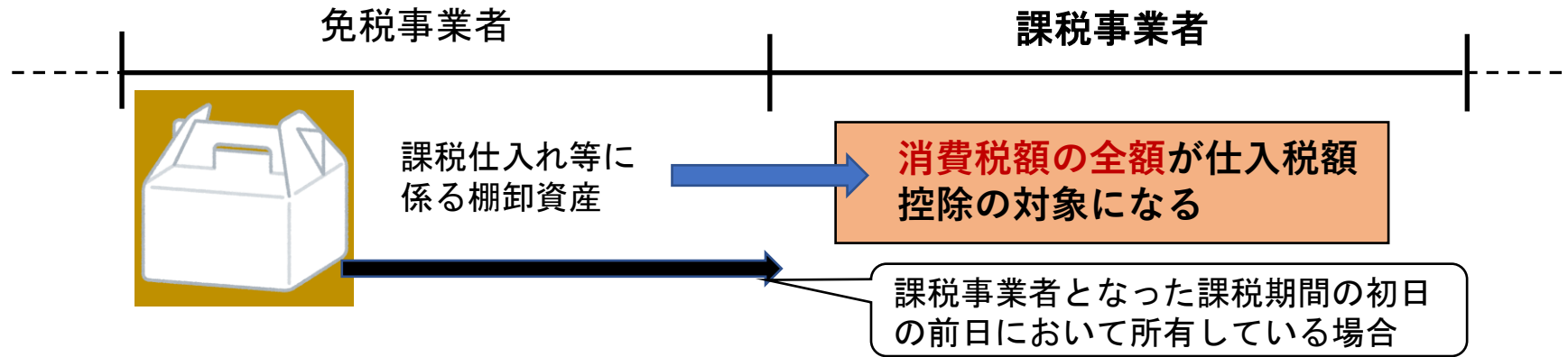
なお、御社との賃貸借契約に係る賃料は月額300,000円（税抜）、適用税率は10%、消費税額等は30,000円となっています。また、仕入税額控除の適用を受けるためには、この通知書と通帳（振込金受取書）の保存が必要となります。

東京都新宿区 . . . . .

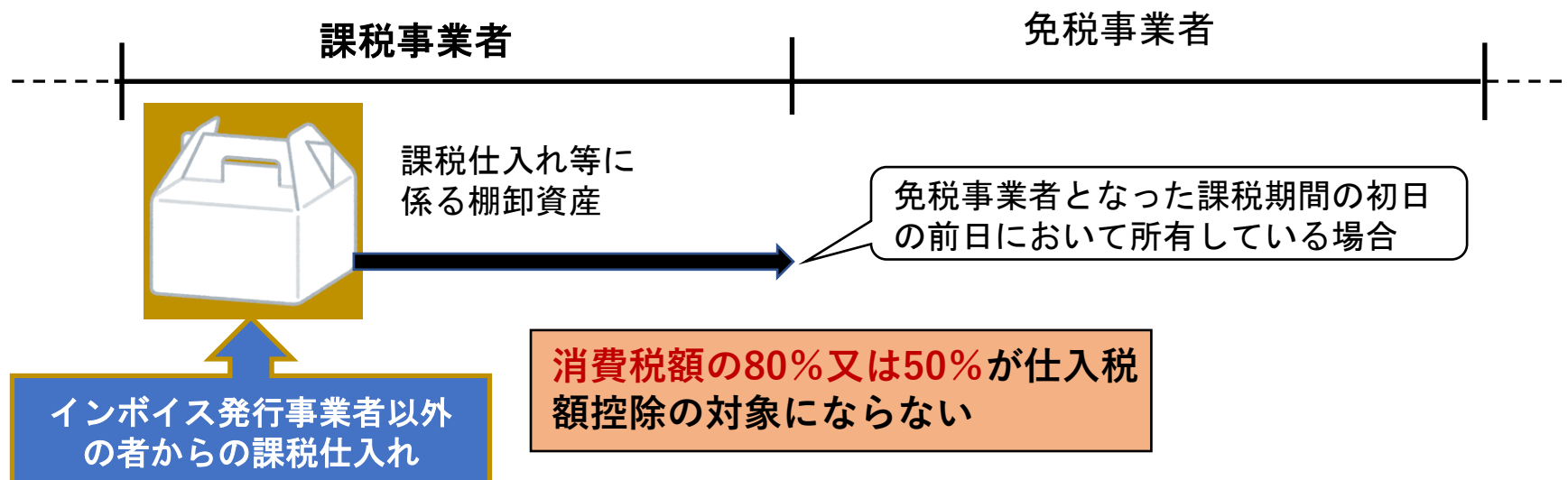
〇〇 〇〇

# 棚卸資産に係る調整措置

## (1) 免税事業者が課税事業者となった場合の調整



## (2) 課税事業者が免税事業者となる場合の調整



# 消費税額の計算方法

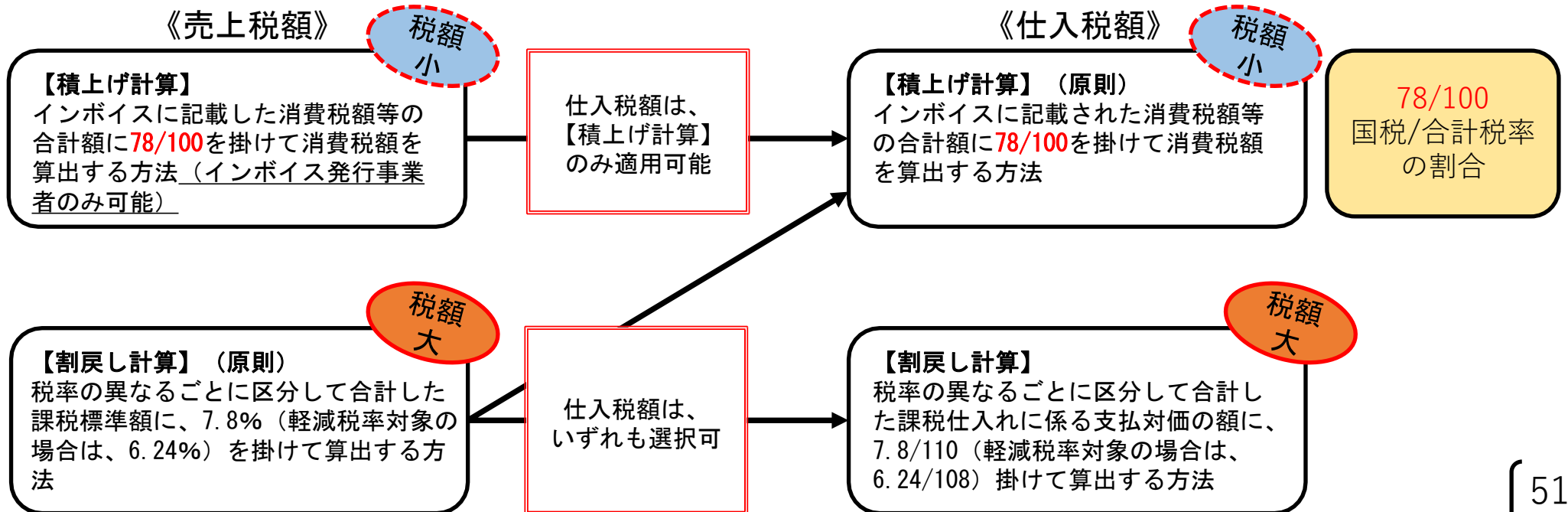
- 消費税額は、売上税額から仕入税額を控除して計算する。

消費税額	=	売上税額	-	仕入税額
------	---	------	---	------

- 売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができる。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積み上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割り戻し計算」



# 売上税額の計算方法（特例）

## ◆ 積上げ計算

- 相手方に交付したインボイス又は簡易インボイス（インボイス等）の写しを保存している場合に、インボイス等に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とする方法

（注）簡易インボイスに「適用税率」のみを記載し、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載がない場合には、売上税額について積上げ計算を行うことはできない。

- 買手から受領した仕入明細書をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存している場合には、「交付したインボイス等の写しの保存」があるものとして、売上税額の積上げ計算ができる。
- 媒介者交付特例において、委託先からインボイスの記載事項が全て記載されている精算書の交付を受けている場合には、その精算書を基に売上税額の積上げ計算ができる。

## 留意点

売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められる。  
ただし、併用した場合には、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできない。

# 仕入税額の計算方法（特例）

## ◆ 積上げ計算

### ○ 請求書等積上げ計算

相手方から交付を受けたインボイスなどの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法

### ○ 帳簿積上げ計算

課税仕入れの都度（課税期間の範囲内でまとめて交付を受けたインボイスを単位として帳簿に記載している場合を含む。）、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を掛けて算出した金額（端数処理は、切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載している場合に、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法

## 留意点

- 請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められる。ただし、積上げ計算と割戻し計算を併用することはできない。
- 請求書の交付を受けることが困難な取引に係るものの仕入税額は、税込対価から割り戻して算出する。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る税額計算  
仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合には、免税事業者からの課税仕入れについても、「積上げ計算」により計算する必要がある。  
また、仕入税額について「割戻し計算」を適用している場合には、免税事業者からの課税仕入れについても、「割戻し計算」により計算する必要がある。

# 相続によりインボイス発行事業者の事業を承継した場合

## □ インボイス発行事業者が死亡した場合の届出

- 「個人事業者の死亡届出書」に代えて、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を被相続人の所轄税務署長に提出する。
- その相続人（インボイス発行事業者を除く。）が、インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継する場合には、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」にその旨を記載する。

## □ 死亡したインボイス発行事業者の登録の効力

- 次のいずれか早い日に失効する。
  - ① 相続人により「適格請求書発行事業者の死亡届出書」が提出された日の翌日
  - ② 死亡した日の翌日から4月を経過した日

## □ インボイス発行事業者でない者が事業を承継した場合

- ・ 相続のあった日の翌日から、次に掲げるいずれか早い日までの期間（**みなし登録期間**）は、

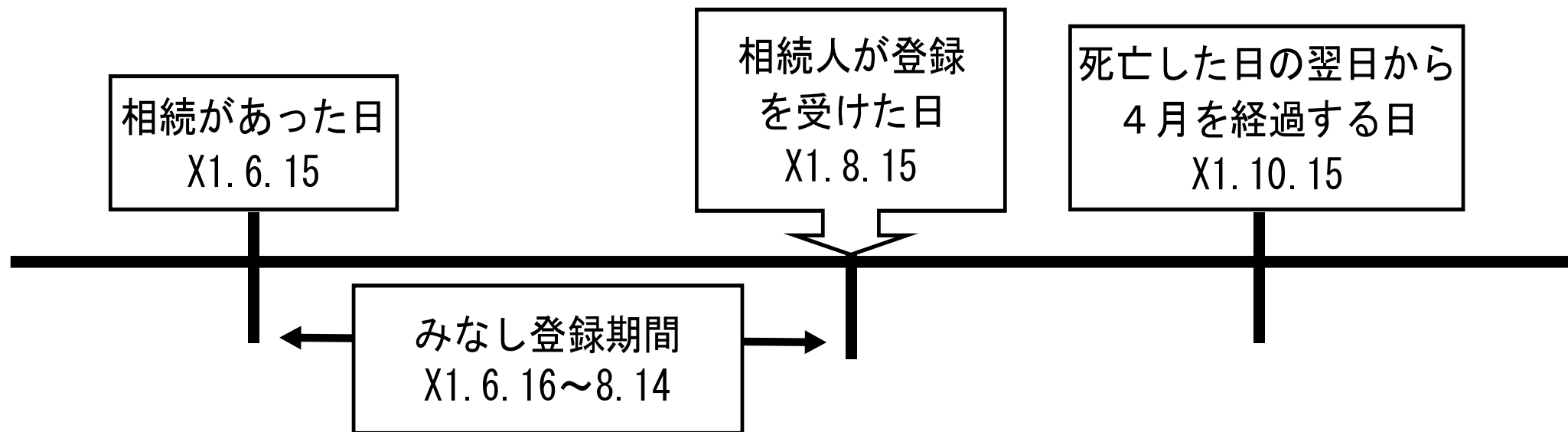
その相続人をインボイス発行事業者の登録を受けた事業者とみなすと同時に、

そのみなし登録期間の間は、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなす

- ① その相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日
- ② その相続に係るインボイス発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日

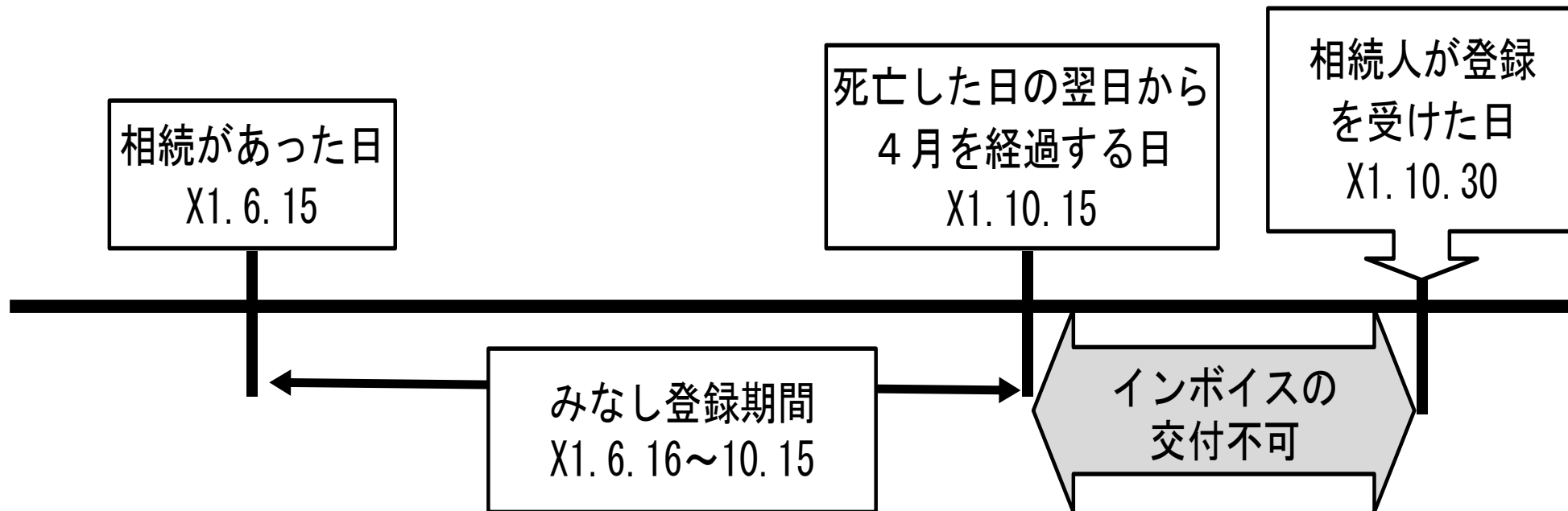


## □ 死亡した日の翌日から4月以内に登録を受けた場合



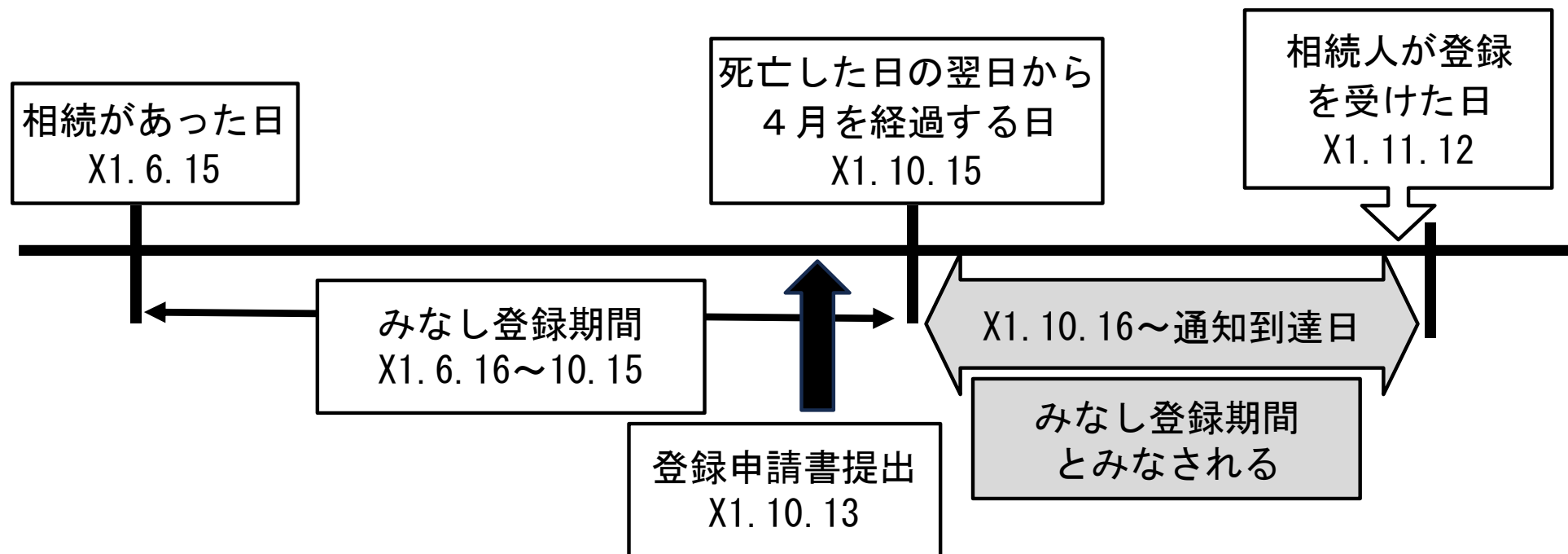
※ 登録を受けた日（X1年8月15日）以降は、相続人の登録番号によりインボイスを交付できる。

## □ 死亡した日の翌日から4月を経過後に登録を受けた場合



※ 死亡した日の翌日から4月を経過する日の翌日から登録を受けるまでの間（X1年10月16日～X1年10月29日）は、インボイスを交付することができない。

## □ みなし登録期間の延長



※ 事業を承継した相続人がみなし登録期間中に登録申請書を提出した場合において、みなし登録期間の末日までにインボイス発行事業者の登録（又は登録の拒否）に係る通知がないときは、その末日の翌日から通知がその相続人に到達するまでの期間は、みなし登録期間とみなす。

## □ その他の留意事項

- インボイス発行事業者である被相続人のインボイスの交付義務は、相続人が承継する。
- みなし登録期間の初日の前日（相続のあった日）に免税事業者であった者については、棚卸資産に係る仕入税額の調整がされる。
- 令和5年10月1日から登録を受けることとしていた事業者が、同日前に死亡した場合は、インボイス発行事業者の登録の効力は生じない。

# 免税事業者からの課税仕入れに係る処理 (税抜経理方式)

## インボイス制度開始前 (令和5年9月30日まで)

課税仕入れに係る仮払消費税等の額として計上する金額は、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10 (軽減税率の場合は108分の8) を掛けて算出した金額。

【例】商品220,000円 (標準税率・税込み) を仕入れ、その代金は買掛金とした。

(借方)	仕	入	200,000円	(貸方)	買	掛	金	220,000円
		仮払消費税等	20,000円					

## インボイス制度開始後

課税仕入れであってもインボイス又は簡易インボイスの保存がないものは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができないため、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れ (古物営業を営む者が棚卸資産を取得する取引等を除く。) については仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税額はなしとなる。したがって、この場合には、仮払消費税等の額はなしとなる。

# インボイス制度開始後の経理処理の留意点

【例】 税抜経理を採用する消費税の課税事業者が免税事業者から1,100万円の事業用建物を取得した場合

## ① 令和5年10月から令和8年9月までの処理

(借方) 建 物 10,200,000円 (貸方) 現 金 11,000,000円  
仮払消費税等 800,000円 (1,100万円×10/110×80%)

## ② 令和8年10月から令和11年9月までの処理

(借方) 建 物 10,500,000円 (貸方) 現 金 11,000,000円  
仮払消費税等 500,000円 (1,000,000円×50%)

## ③ 令和11年10月以降の処理

(借方) 建 物 11,000,000円 (貸方) 現 金 11,000,000円

## ○ インボイス制度開始後の経理処理の留意点

(インボイス制度導入前の金額で仮払消費税等を計上した場合の法人税の取扱い I)

- 【例】
- ・ **令和11年10月1日**に免税事業者から店舗用の建物を1,100万円で取得。
  - ・ 当社は税抜経理方式で経理しており、この1,100万円の110分の10相当額を仮払消費税等の額として経理し、決算時に雑損失として計上。
  - ・ 建物は取得後直ちに事業の用に供しており、耐用年数20年で定額法により減価償却。
  - ・ この場合の課税仕入れに係る法人税の取扱いはどうなるか。

[取得時]

(借方)	建	物	10,000,000円	(貸方)	現	金	11,000,000円
	仮払消費税等		1,000,000円				

[決算時]

(借方)	減価償却費	500,000円	(貸方)	建	物	500,000円
	雑損失	1,000,000円		仮払消費税等		1,000,000円

- 100万円を仮払消費税等の額として建物の取得価額と区分して経理しているが、税務上は仮払消費税等の額はないことになるので、この100万円は建物の取得価額に算入することになる(消経理通達14の2)。
- 決算時に雑損失とした100万円は、本来は建物の取得価額に算入すべきものであるが、「償却費として損金経理した金額」として取り扱い、結果として償却限度額を超える部分の金額95万円を減価償却の償却超過額としてその事業年度の所得金額に加算することになる(消経理通達14の2(注)1)。

※ 建物減価償却超過額の計算

$$(10,000,000円 + 1,000,000円) \times 0.050 = 550,000円 \text{ (償却限度額)}$$

$$(500,000円 + 1,000,000円) - 550,000 = 950,000円$$

## ○ インボイス制度開始後の経理処理の留意点

(インボイス制度導入前の金額で仮払消費税等を計上した場合の法人税の取扱いⅡ)

- 【例】
- ・ **令和12年9月1日**に免税事業者から商品（家具）20個を220万円（@11万円）で仕入。
  - ・ 当社は税抜経理方式で経理しており、この220万円の110分の10相当額を仮払消費税等の額として経理し、決算時に雑損失として計上。
  - ・ この商品のうち10個は期末時点で在庫。
  - ・ この場合の課税仕入れに係る法人税の取扱いはどうなるか。

[支出時]

(借方)	仕	入	2,000,000円	(貸方)	現	金	2,200,000円
		仮払消費税等	200,000円				

[決算時]

(借方)	商	品	1,000,000円	(貸方)	仕	入	1,000,000円
	雑	損	失		仮払消費税等		200,000円

- 20万円を仮払消費税等の額として商品の取得価額と区分して経理しているが、税務上は仮払消費税等の額はないことになるので、この20万円は商品の取得価額に算入することになる（消経理通達14の2）。
- この例の場合には、商品の取得（仕入）時に仮払消費税等の額として経理した金額を、決算時に雑損失として計上している。この雑損失の額は、本来は商品の取得価額に算入すべきものであるが、期中に販売した商品に係る部分の金額は売上原価としてその事業年度の損金の額に算入されるので、期末に在庫として残った商品に係る部分の金額（10万円）をその事業年度の所得金額に加算することになる。



## ○ インボイス制度開始後の経理処理の留意点

(インボイス制度導入前の金額で仮払消費税等を計上した場合の法人税の取扱いⅢ)

- 【例】
- ・ 全社員の慰安のため、令和12年9月1日に免税事業者が営む国内の店舗において飲食を行い、その対価として11万円を支払。
  - ・ 当社は税抜経理方式で経理しており、この11万円の110分の10相当額を仮払消費税等の額として経理し、決算時に雑損失として計上。
  - ・ この場合の課税仕入れに係る法人税の取扱いはどうなるか。

[支出時]

(借方)	福利厚生費	100,000円	(貸方)	現	金	110,000円
	仮払消費税等	10,000円				

[決算時]

(借方)	雑損失	10,000円	(貸方)	仮払消費税等	10,000円
------	-----	---------	------	--------	---------

- 1万円を仮払消費税等の額として福利厚生費と区分して経理しているが、税務上は仮払消費税等の額はないことになるので、この1万円は福利厚生費の額に算入することになる(消経理通達14の2)。
- この例の場合には、福利厚生費の支出時に仮払消費税等の額として経理した金額を、決算時に雑損失として計上している。この雑損失の額は、本来は福利厚生費の額に含めるべきものであるが、**いずれもその事業年度の損金の額に算入されることについては変わりがないので、結果的に申告調整は不要となる。**

## ○ インボイス制度開始後の経理処理の留意点

(インボイス制度導入前の金額で仮払消費税等を計上した場合の法人税の取扱いⅣ)

- 【例】
- ・ **令和5年10月1日**に免税事業者から店舗用の建物を1,320万円で取得。
  - ・ 当社は税抜経理方式で経理しており、この1,320万円の110分の10相当額を仮払消費税等の額として経理。
  - ・ 当社の当期の課税売上割合は50%で、仕入税額控除の計算は一括比例配分方式を適用。
  - ・ 当期において仮払消費税等の額として経理した金額は、この取引に係る120万円のみで、このほか仮受消費税等の額として経理した金額が120万円。決算時において、納付すべき消費税等の額が72万円算出されたため、仮受消費税等の額から仮払消費税等の額を控除した金額との間に差額が72万円生じることとなり、その差額を雑損失として計上。
  - ・ この建物は取得後直ちに事業の用に供しており、耐用年数20年で定額法により減価償却。
  - ・ この場合の課税仕入れに係る法人税の取扱いはどうなるか。

[取得時]

(借方)	建	物	12,000,000円	(貸方)	現	金	13,200,000円
	仮払消費税等		1,200,000円				

[決算時]

(借方)	減価償却費	600,000円	(貸方)	建	物	600,000円
	仮受消費税等	1,200,000円		仮払消費税等		1,200,000円
	雑損失	720,000円		未払消費税等		720,000円

※ 納付すべき消費税等の額：120万円－(120万円×80%×50%)＝72万円

- 120万円を仮払消費税等の額として建物の取得価額と区分して経理しているが、税務上は仮払消費税等の額は96万円（120万円×80%）となるので、120万円のうち96万円を超える部分の金額である24万円は、建物の取得価額に算入する（消経理通達3の2、経過取扱い(2)）。
- この事例においては、決算時に仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（建物の取得時に仮払消費税等の額として経理した金額）を控除した金額と納付すべき消費税等の額（未払消費税等の額）との清算の結果生ずる差額を雑損失として計上している。この雑損失の金額のうち24万円は、本来は建物の取得価額に算入すべきものであるが、「償却費として損金経理した金額」として取り扱い、結果として償却限度額を超える部分の22万8千円を減価償却の償却超過額としてその事業年度の所得金額に加算することになる（消経理通達3の2（注）1）。
- また、課税売上割合が50%なので、控除対象外消費税額等が生ずることになり、地方消費税も加味したところで計算すると、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税等の額（支払対価の額1,320万円×10/110×80%=96万円）のうち、控除をすることができない金額は96万円×（1－課税売上割合50%）=48万円となる。この事例の控除対象外消費税額等は、損金経理を要件として5年以上の期間で損金の額に算入する。この事例では、この控除対象外消費税額等について決算時に雑損失として損金経理をしており、その事業年度の損金算入限度額は、資産に係る控除対象外消費税額等を60で除して12（その事業年度の月数）を乗じた金額の2分の1に相当する金額となるので、結果として、43万2千円を繰延消費税額等としてその事業年度後の各事業年度において、損金の額に算入することになる。

※ 建物減価償却超過額の計算

$$(12,000,000円 + 240,000円) \times 0.050 = 612,000円 \text{ (償却限度額)}$$

$$(600,000円 + 240,000円) - 612,000 = 228,000円$$

※ 控除対象外消費税額等の損金算入限度超過額の計算

$$480,000円 \div 60 \times 12 \times 1/2 = 48,000円 \text{ (損金算入限度額)}$$

$$480,000円 - 48,000円 = 432,000円$$

## ○ インボイス制度開始後の経理処理の留意点

(インボイス制度導入前の金額で仮払消費税等を計上した場合の法人税の取扱いVI)

- 【例】
- ・ **令和8年10月1日**に免税事業者から店舗用の建物を1,320万円で取得。
  - ・ 当社は税抜経理方式で経理しており、この1,320万円の110分の10相当額を仮払消費税等の額として経理。
  - ・ 当社の当期の課税売上割合は50%で、仕入税額控除の計算は一括比例配分方式を適用。
  - ・ 当期において仮払消費税等の額として経理した金額は、この取引に係る120万円のみで、このほか仮受消費税等の額として経理した金額が120万円。決算時において、納付すべき消費税等の額が90万円算出されたため、仮受消費税等の額から仮払消費税等の額を控除した金額との間に差額が90万円生じることとなり、その差額を雑損失として計上。
  - ・ この建物は取得後直ちに事業の用に供しており、耐用年数20年で定額法により減価償却。
  - ・ この場合の課税仕入れに係る法人税の取扱いはどうなるか。

[取得時]

(借方)	建	物	12,000,000円	(貸方)	現	金	13,200,000円
	仮払消費税等		1,200,000円				

[決算時]

(借方)	減価償却費	600,000円	(貸方)	建	物	600,000円
	仮受消費税等	1,200,000円		仮払消費税等		1,200,000円
	雑損失	900,000円		未払消費税等		900,000円

※ 納付すべき消費税等の額：120万円－(120万円×50%×50%)＝90万円

- 120万円を仮払消費税等の額として建物の取得価額と区分して経理しているが、税務上は仮払消費税等の額は60万円（120万円×50%）となるので、120万円のうち60万円を超える部分の金額である60万円は、建物の取得価額に算入する（消経理通達3の2、経過取扱い(2)）。
- この事例においては、決算時に仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（建物の取得時に仮払消費税等の額として経理した金額）を控除した金額と納付すべき消費税等の額（未払消費税等の額）との清算の結果生ずる差額を雑損失として計上している。この雑損失の金額のうち60万円は、本来は建物の取得価額に算入すべきものであるが、「償却費として損金経理した金額」として取り扱い、結果として償却限度額を超える部分の57万円を減価償却の償却超過額としてその事業年度の所得金額に加算することになる（消経理通達3の2（注）1）。
- また、課税売上割合が50%なので、控除対象外消費税額等が生ずることになり、地方消費税も加味したところで計算すると、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税等の額（支払対価の額1,320万円×10/110×50%=60万円）のうち、控除をすることができない金額は60万円×（1－課税売上割合50%）=30万円となる。この事例の控除対象外消費税額等は、損金経理を要件として5年以上の期間で損金の額に算入する。この事例では、この控除対象外消費税額等について決算時に雑損失として損金経理をしており、その事業年度の損金算入限度額は、資産に係る控除対象外消費税額等を60で除して12（その事業年度の月数）を乗じた金額の2分の1に相当する金額となるので、結果として、27万円を繰延消費税額等としてその事業年度後の各事業年度において、損金の額に算入することになる。

※ 建物減価償却超過額の計算

$$(12,000,000円 + 600,000円) \times 0.050 = 630,000円 \text{ (償却限度額)}$$

$$(600,000円 + 600,000円) - 630,000 = 570,000円$$

※ 控除対象外消費税額等の損金算入限度超過額の計算

$$300,000円 \div 60 \times 12 \times 1/2 = 30,000円 \text{ (損金算入限度額)}$$

$$300,000円 - 30,000円 = 270,000円$$

## ○ 消費税等の額に対する源泉徴収

### ① 報酬・料金等の額と消費税等の額とが明確に区分されていない場合

(例) 税理士報酬の額 77,000円… $77,000円 \times 10.21\% = 7,861円$  (源泉徴収税額、1円未満切捨て)  
課税対象額 (77,000円)

報酬・料金等の額 (消費税等の額を含む。)

### ② 報酬・料金等の額と消費税等の額とが明確に区分されている場合

(例) 税理士報酬の額 70,000円      消費税等の額 7,000円      合計 77,000円  
 $70,000円 \times 10.21\% = 7,147円$  (源泉徴収税額)  
課税対象額 (70,000円)

報酬・料金等の額

消費税等の額  
7,000円

(注) 令和5年10月1日からのインボイス制度が開始された後も、上記の取扱いに変更はない。